

向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る 条例環境影響評価準備書の概要

2020年3月

小田急電鉄株式会社

これより、向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例環境影響評価準備書の概要についてご説明します。

本資料について



本資料は、向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例環境影響評価準備書の説明会でスクリーンに投影予定であったものです。

新型コロナウイルスの更なる感染拡大防止のため、本条例の制定者である川崎市の了承を得たうえで、説明会の開催を中止し、その代替として、本資料を小田急電鉄株式会社ホームページに掲載することにより、準備書記載事項を関係地域に周知致します。

2

本資料について



(各ページの見本)

指定開発行為の概要

名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (第1種行為) 商業施設の新設(第3種行為)
面積	約162,400㎡
位置	川崎市多摩区長尾二丁目342番21号 他

指定開発 行為者	名称	小田急電鉄株式会社
	住所	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

本事業は都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び商業施設の新設に該当するため、川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施しております。
面積は約162,400㎡です。指定開発行為者は、小田急電鉄株式会社です。

＜ 各ページ上段 ＞
説明会でスクリーンに
投影予定であった内容

＜ 各ページ下段 ＞
説明会で口頭説明する
予定であった内容(原稿)

(ホームページ掲載用として注釈(※)による用語解説を追記)

3

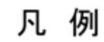
指定開発行為の内容

まず初めに、指定開発行為の内容についてご説明します。

名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (第1種行為) 商業施設の新設(第3種行為)
面積	約162,400㎡
位置	川崎市多摩区長尾二丁目342番21号 他

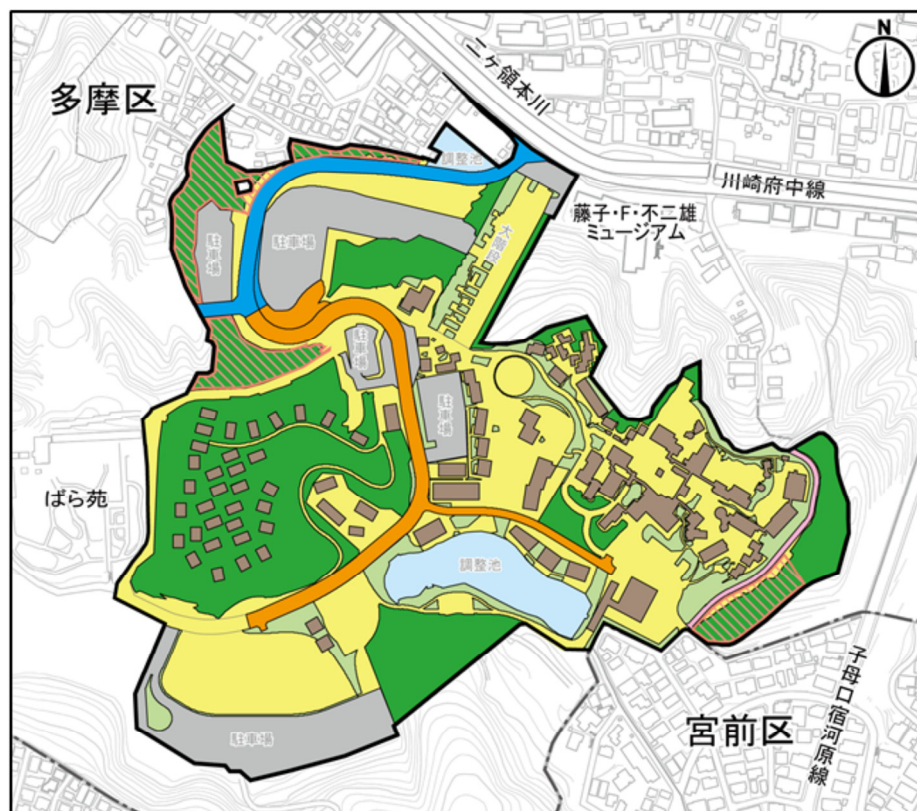
指定開発 行為者	名称	小田急電鉄株式会社
	住所	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

本事業は都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び商業施設の新設に該当するため、川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施しております。
面積は約162,400㎡です。指定開発行為者は、小田急電鉄株式会社です。



-  : 計画地
 : 区 界
 : 主な道路
 : 都市計画緑地(生田緑地)

本事業の計画地は、川崎市多摩区長尾二丁目の向ヶ丘遊園跡地です。



凡 例

-  : 計画地
-  : 区 界
-  : 計画建物
-  : 通路・広場等
-  : 駐車場等
-  : 緑化地
-  : 既存緑地
-  : 調整池
-  : 道路(私道)
-  : 道路(市道)
-  : 付替え道路(市道)
-  : 帰属緑地

本事業の土地利用計画です。

茶色の部分が計画建物、黄色の部分は通路や広場となります。

緑色は既存緑地、黄緑色は緑化地となります。水色は調整池※です。

※調整池

河川の安全を保つため、雨水等を一時的に貯留し河川への流入量を調整する施設

区分		開発面積	面積比
宅地	計画建物	約 17,100m ²	10.5%
	通路・広場等	約 46,400m ²	28.6%
	駐車場等	約 21,200m ²	13.1%
	緑化地	約 12,500m ²	7.7%
	既存緑地	約 36,800m ²	22.7%
	調整池(南側調整池)	約 5,700m ²	3.5%
	道路(私道)	約 6,500m ²	4.0%
	小計	約 146,200m ²	90.0%
公共用地	帰属緑地	約10,000m ²	6.1%
	調整池(北側調整池)	約 1,100m ²	0.7%
	道路(市道)	約 4,300m ²	2.6%
	付替え道路(市道)	約 800m ²	0.5%
	小計	約 16,200m ²	10.0%
合計		約 162,400m ²	100.0%

計画地内の土地は、大きく宅地※¹と公共用地に分けられます。公共用地には、川崎市に帰属する緑地※²、北側の調整池、市道、付替え道路が含まれます。

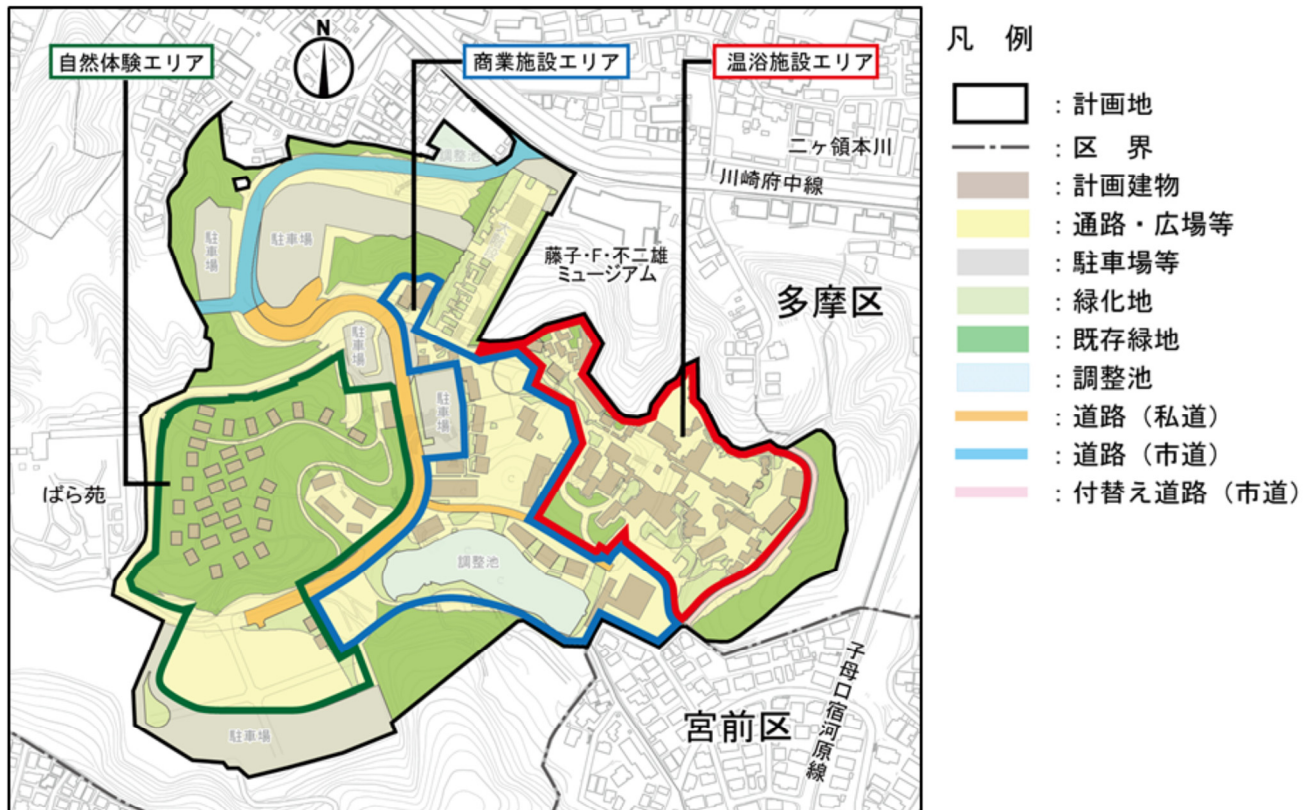
※1 宅地

供用後も事業者にて所有する土地(店舗を建てるなど事業で活用する土地)

※2 川崎市に帰属する緑地

計画地内の緑化地等のうち、供用後に川崎市の所有となる緑地

施設配置計画



施設配置計画です。

計画地中央部の青色で囲んだ部分に商業施設、計画地東部の赤色で囲んだ部分に温浴施設、計画地南西部の緑色で囲んだ部分に自然体験施設を建設する計画です。

。

各計画施設の規模

		商業施設 エリア	温浴施設 エリア	自然体験 エリア	その他	合計
	開発面積	約31,800m ²	約28,600m ²	約39,500m ²	約62,500m ²	約162,400m ²
建築計画	延べ面積	約7,900m ²	約7,500m ²	約2,300m ²	—	約17,700m ²
	建築面積	約6,600m ²	約8,100m ²	約2,400m ²	—	約17,100m ²
	建物階数	地上1～3階	地上1～2階 地下1階	地上1階	—	—
	建物高さ (最高)	約13m	約10m	約5m	—	—
	建ぺい率	約34%	約33%	約5%	—	—
	容積率	約41%	約31%	約5%	—	—
駐車場等	駐車場台数	約520台				約520台
	駐輪場台数	約200台				約200台

各計画施設の規模は表に示すとおりであり、建物階数は地上3階まで、建物高さは最高で約13mの予定です。

開発面積約16万2千m²に対し、建築面積は約1万7千m²であり、ゆとりある低密度な建築計画としています。

ゆとりある広場空間を設け、買い物や飲食等を
ゆっくりとくつろぎながら楽しめるエリア



3つのエリアのイメージをお示します。

商業施設エリアは、ゆとりある広場空間を設け、買い物や飲食等をゆっくりとくつろぎながら楽しめるエリアです。

緑に囲まれた環境の中で、伝統的な温泉旅館を連想させる
日本家屋様式の特徴ある温浴施設を展開するエリア

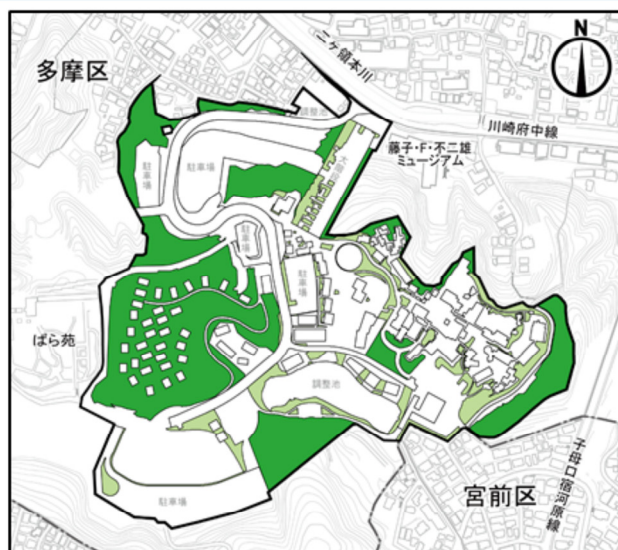


温浴施設エリアは、緑に囲まれた環境の中で、伝統的な温泉旅館を連想させる日本家屋様式の特徴ある温浴施設を展開するエリアです。

アウトドア系施設やグリーンショップ等を導入した
計画地の豊かな自然を体験する中核となるエリア



自然体験エリアは、アウトドア系施設やグリーンショップ等を導入した、計画地の豊かな自然を体験する中核となるエリアです。



凡 例

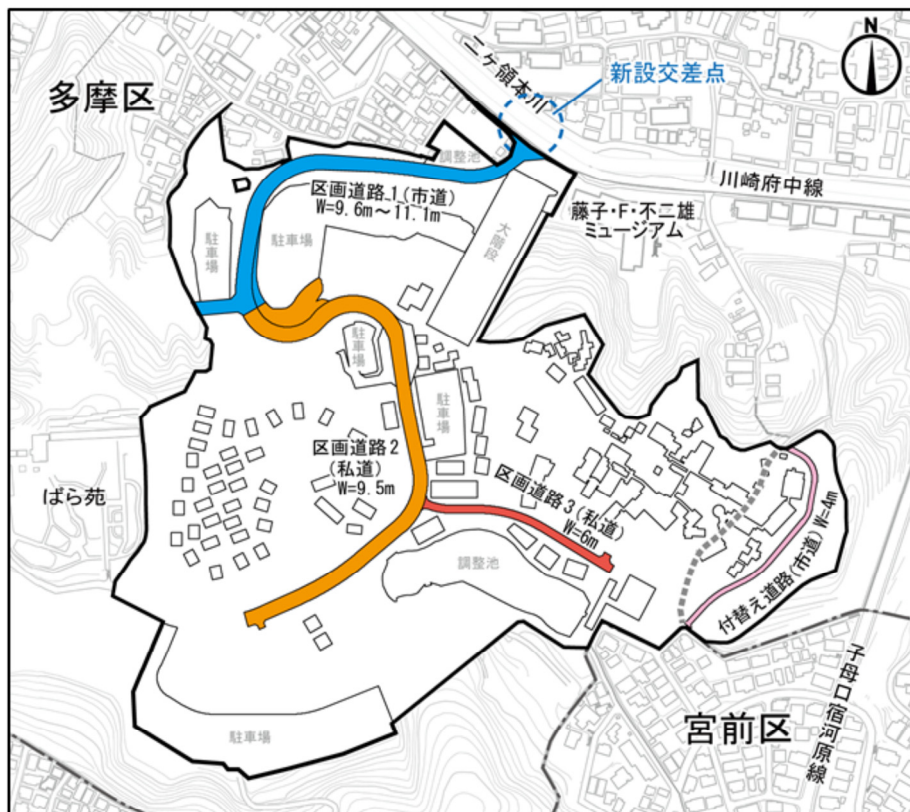
- : 計画地
- : 区 界
- : 既存緑地
- : 緑化地

区分	面積	面積比
既存緑地	約 46,000m ²	約 28.3%
緑化地	約 12,500m ²	約 7.7%
合計	約 58,500m ²	約 36.0%
計画地面積	約 162,400m ²	-

緑化計画です。

濃い緑色が既存緑地です。計画地内の既存緑地は、大部分が落葉広葉樹林であり、生田緑地と一体となった緑のネットワークを形成しており重要と考えられるため、極力保全する計画としています。

薄い緑色の部分には、緑化地を設ける計画です。



凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- : 区画道路1(市道)
- : 区画道路2(私道)
- : 区画道路3(私道)
- : 付替え道路(市道)
- : 現在利用されている通路

道路整備計画です。

計画地の主要な交通軸として、川崎府中線からばら苑駐車場へ通じる区画道路1、青色で示す市道を整備します。

また、各施設への主なアクセスルートとなる区画道路2、オレンジ色で示す私道と、区画道路3、赤色で示す私道を整備します。

計画地の東側には、計画地の北東側と南東側の住宅地を結ぶ付替え道路として幅員4mの市道を整備し、供用後においても通り抜けを可能とする計画です。

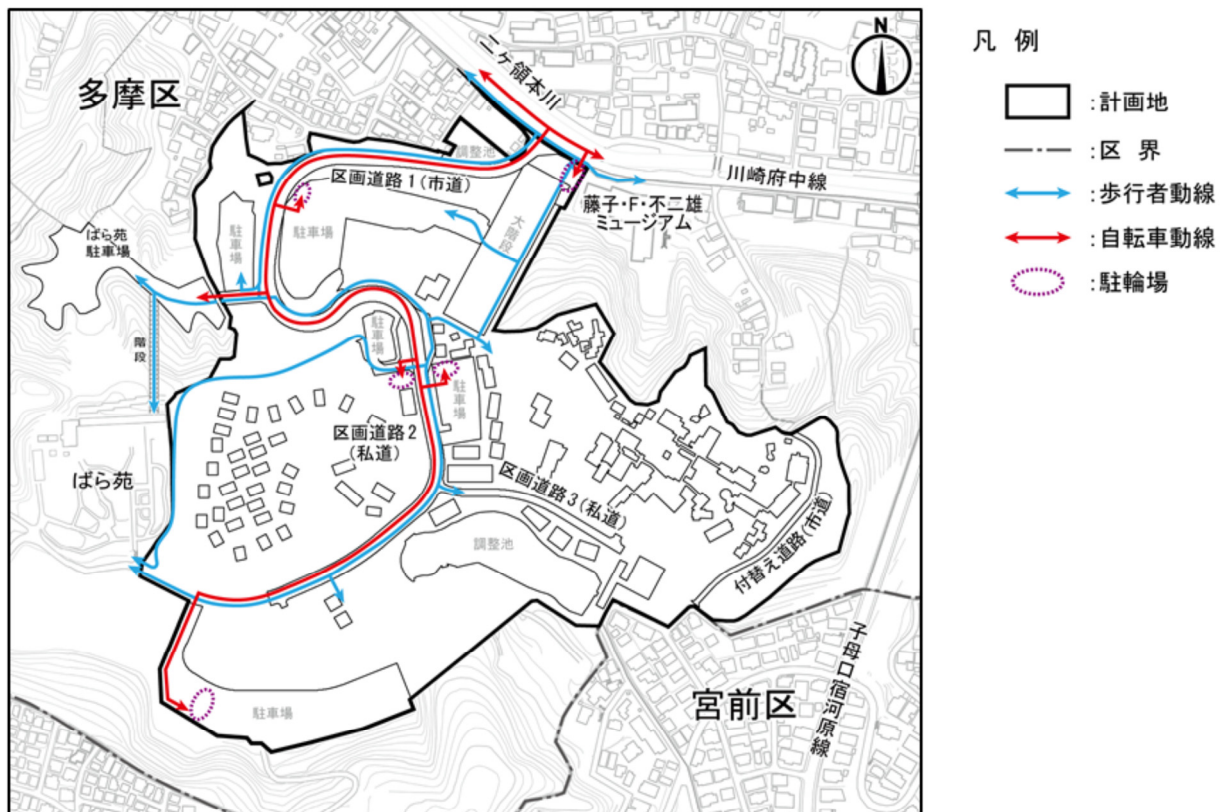
なお、川崎府中線の新設交差点では右折車線の設置に伴い、道路の一部を拡幅する計画です。

odakyu
ELECTRIC RAILWAY



川崎府中線からばら苑駐車場へ通じる区画道路1(市道)と、各施設への主要なアクセスルートとなる区画道路2(私道)を主な動線とし、各駐車場等へのアプローチを計画しています。

歩行者・自転車動線計画



歩行者・自転車動線計画です。

歩行者動線は、道路に併設する歩道及び計画地の北側中央部に整備する大階段を主な動線とし、各施設へ歩行によるアプローチができるよう計画しています。

大階段は、主な歩行者動線として計画しており、憩いや賑わいの機能創出に貢献していきます。また、バリアフリーに配慮し、スロープカー（斜行エレベーター）の設置を予定しています。

ばら苑への通行ルートについては、従来どおり、北側から入るルートと、南側から入るルートを予定しています。

自転車動線は、計画地中央部の区画道路1（市道）及び区画道路2（私道）を主な動線として計画しています。

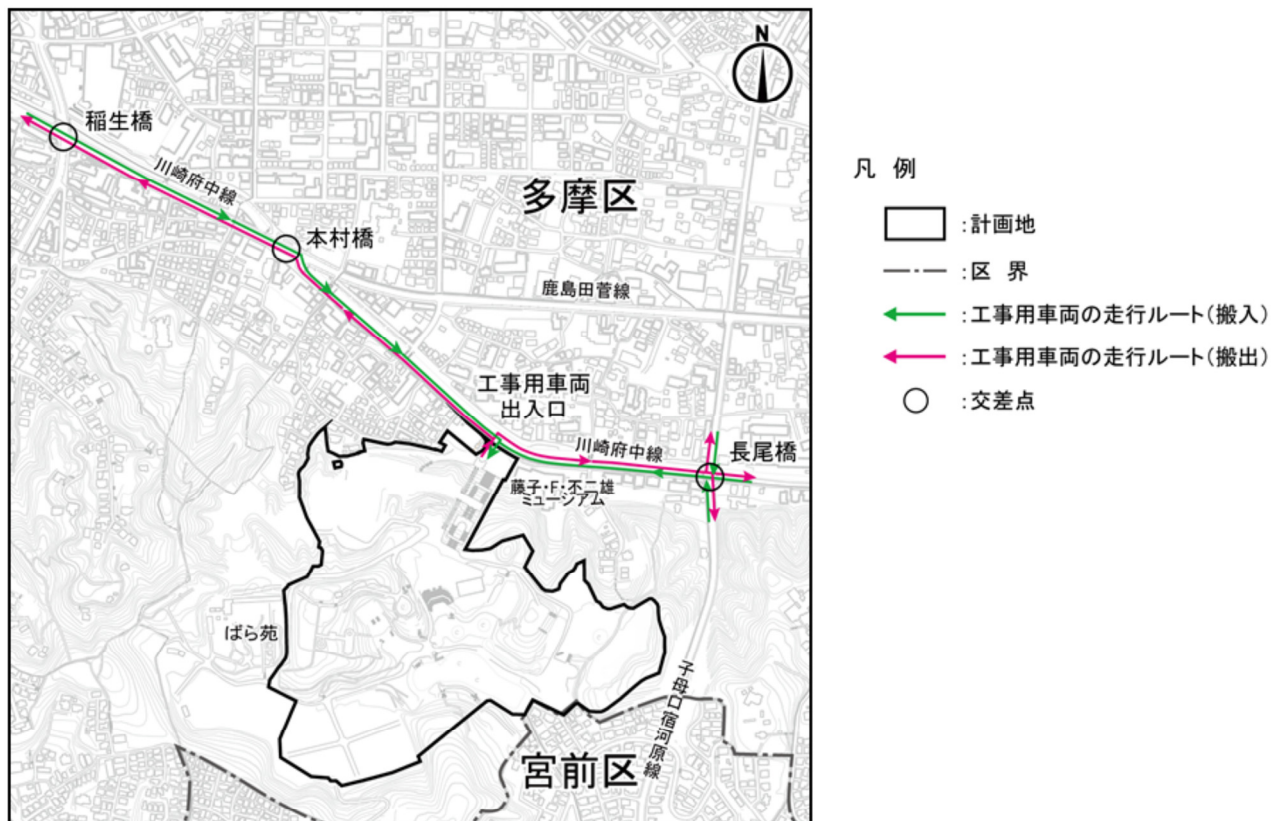
施工計画(工程)



施工計画です。

大きく土木工事、建築工事の2つに分けられ、土木工事では土工事や道路工事など、建築工事では基礎工事や躯体工事などを予定しており、全体で2年間の工事を予定しております。

施工計画(工事用車両の主要走行ルート)



工事用車両は主に川崎府中線を通る計画であり、計画地北側が工事用車両の出入り口となります。

■主な工事中の安全対策及び環境保全対策

- ・住宅地付近には万能鋼板による仮囲い(高さ約3m)を設置し、関係者以外の立ち入りを制限するとともに、騒音の低減に努めます。
- ・工事用車両出入口に誘導員を配置し、歩行者の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努めます。
- ・工事用車両の分散、待機中のアイドリングストップの徹底等により、窒素酸化物及び粒子状物質等の大気汚染物質の排出抑制や騒音、振動の発生低減に努めます。
- ・工事で発生する雨水等の排水は、「開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針」を遵守し、濁水の土砂を沈殿させる仮設沈砂池を設置し、土砂流出防止対策を行います。
- ・しゅんせつ工事に伴い発生する底泥を仮置きする場合には、周辺の住宅地から離隔をとった仮置場を設置するとともに、状況に応じてシートによる被覆等の悪臭低減対策を講じます。

工事中の主な安全対策及び環境保全対策として、住宅地付近への仮囲いの設置、工事用車両出入口付近への誘導員の配置、工事用車両の分散やアイドリングストップ、仮設沈砂池※1の設置による土砂流出防止、池のしゅんせつ工事※2に伴い発生する底泥への悪臭低減対策などを行います。

※1 仮設沈砂池

工事期間中、濁水及び土砂の流出が生じないように、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能を有する施設

※2 しゅんせつ工事

池の底面の土砂をすくい取る工事

環境影響評価項目の選定等

続きまして、環境影響評価項目の選定についてご説明します。

環境影響評価項目(1)

環境影響要因 環境影響評価項目		工事中			供用時				
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	造成工事等の影響	施設の存在		施設の供用		
					緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	冷暖房施設等の設置
大気	大気質	●	●					●	●
	悪臭			●					
水	水質(公共用水域)			●			●		
	水象(湧水)			●					
土	地盤(地下水位)						●		
	地盤沈下						●		
生物	植物			●			●		
	動物			●			●		
	生態系			●			●		
緑	緑の質				●				
	緑の量				●				

環境影響評価の方法書手続きにおいて、工事中・供用時それぞれの環境影響要因を踏まえ、評価項目を選定しました。

環境影響評価の項目は、大きな区分として、大気、水、土、生物、緑に関する項目があります。

環境影響評価項目(2)

環境影響要因 環境影響評価項目		工事中			供用時				
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	造成工事等の影響	施設の存在		施設の供用		
					緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	冷暖房施設等の設置
騒音・振動・低周波音	騒音	●	●					●	●
	振動	●	●					●	●
廃棄物等	一般廃棄物						●		
	産業廃棄物			●			●		
	建設発生土			●					
構造物の影響	景観					●			
地域社会	人と自然とのふれあい活動の場			●			●		
	地域交通 (交通混雑、交通安全)		●					●	●
温室効果ガス							●		

続いて、騒音、振動、低周波音、廃棄物等、構造物の影響、地域社会、温室効果ガスに関係する項目があります。

予測については、川崎市環境影響評価等技術指針に基づき行いました。

評価については、事業者により、実行可能な範囲で環境影響が回避、低減されているか、また、川崎市が定める環境保全等に係る基準または目標がある場合は、それらとの整合が図られているか、という観点から評価しました。

環境影響評価項目について予測・評価の結果、
いずれの項目に関しても、川崎市が定める
環境保全等に係る基準または目標との整合が
図られていると評価しました。

環境影響評価項目について予測・評価の結果、いずれの項目に関しても、川崎市が定める環境保全等に係る基準または目標との整合が図られていると評価しました。
これから、各項目の予測・評価結果の詳細について、順番にご説明します。

大気

大気質

【工事中】

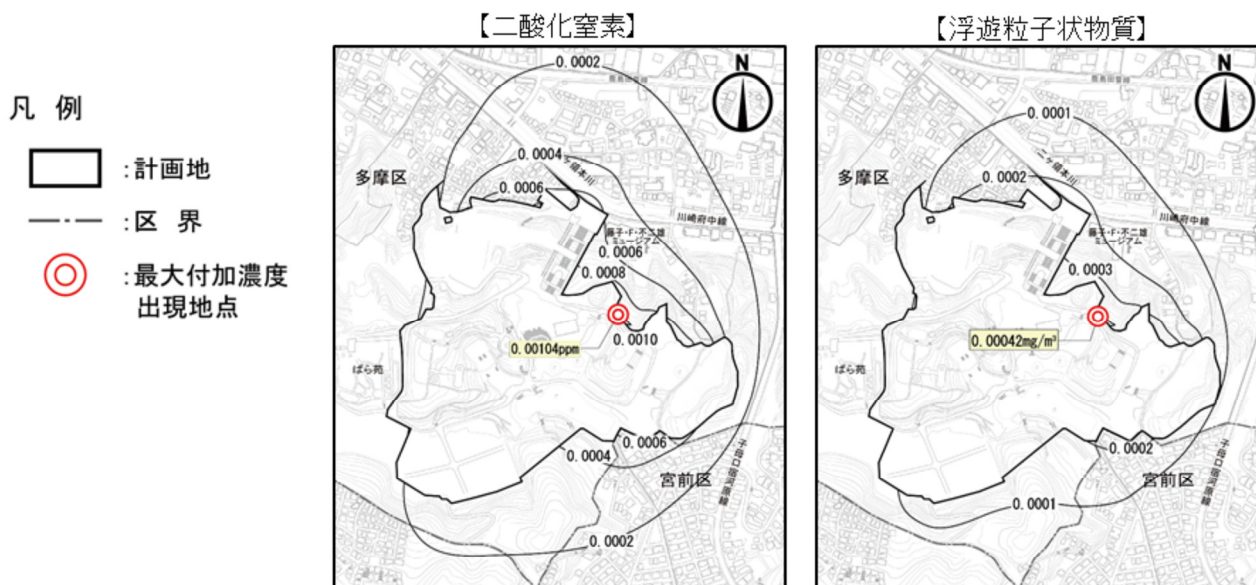
- ①建設機械の稼働に伴う大気質濃度
- ②工事用車両の走行に伴う大気質濃度

まず、大気質について、工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う大気質濃度についてご説明します。

①建設機械の稼働に伴う大気質濃度

■長期予測結果(工事着手後3～14ヶ月目)

項目	建設機械の最大付加濃度	工事中予測濃度	環境保全目標の具体的数値
二酸化窒素	0.00104 ppm	0.033 ppm	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	0.00042mg/m ³	0.031 mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下



建設機械の稼働に伴う大気質濃度の長期予測結果です。長期予測は、1年間を通した値に対して行う予測です。

二酸化窒素の工事中予測濃度は0.033 ppm、浮遊粒子状物質は0.031 mg/m³であり、環境保全目標を満足します。

①建設機械の稼働に伴う大気質濃度

■短期予測結果(工事着手後12ヶ月目)

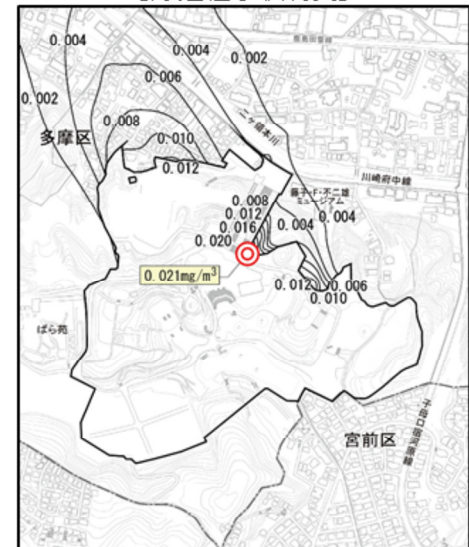
項目	予測風向 (発生頻度)	建設機械の 最大付加濃度	工事中予測濃度	環境保全目標の 具体的数値
二酸化窒素	南南東 (2.8%)	0.052 ppm	0.072 ppm	0.1～0.2 ppm以下
浮遊粒子状物質	南南東 (2.8%)	0.021 mg/m ³	0.035 mg/m ³	0.20 mg/m ³ 以下

【二酸化窒素】

【浮遊粒子状物質】

凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- : 最大付加濃度
出現地点



建設機械の稼働に伴う大気質濃度の短期予測結果です。短期予測は、工事期間中、最も影響が大きくなる条件下での1時間値に対して行う予測です。

二酸化窒素の工事中予測濃度は0.072 ppm、浮遊粒子状物質は0.035 mg/m³であり、環境保全目標を満足します。

①建設機械の稼働に伴う大気質濃度

■主な環境保全のための措置

- ・施工計画の最適化を図り、工程の平準化に努めることで、建設機械の集中稼働を避けます。
- ・建設機械は、できる限り最新の排出ガス対策型建設機械の採用に努めます。
- ・建設機械は、アイドリングストップ等の実施を指導します。
- ・建設機械は、整備及び点検を徹底します。
- ・散水等の実施により粉じん等の発生・飛散の抑制に努めます。



建設機械の稼働に伴う大気質濃度について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、施工計画の最適化や排出ガス対策型建設機械の採用、アイドリングストップ、散水による粉じん抑制などを行います。

以上により、建設機械の稼働に伴う大気質濃度について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

②工事用車両の走行に伴う大気質濃度

■二酸化窒素予測結果

予測地点	工事中予測濃度 (日平均値の 年間98%値)	環境保全目標の 具体的数値
No.1 (長尾橋付近)	0.034 ppm	0.04～0.06ppmの ゾーン内又はそれ以下
No.2 (本村橋付近)	0.033 ppm	

■浮遊粒子状物質予測結果

予測地点	工事中予測濃度 (日平均値の 年間2%除外値)	環境保全目標の 具体的数値
No.1 (長尾橋付近)	0.032 mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下
No.2 (本村橋付近)	0.031 mg/m ³	



工事用車両の走行に伴う大気質濃度の予測結果です。

道路端における工事中予測濃度は、二酸化窒素は0.033 ～0.034ppm、浮遊粒子状物質は0.031～0.032 mg/m³であり、環境保全目標を満足します。

②工事用車両の走行に伴う大気質濃度

■主な環境保全のための措置

- ・施工計画の最適化を図り、工程の平準化に努めることで、工事用車両等による搬出入の時期が集中しないよう、計画的な運行に努めます。
- ・工事用車両は、できる限り最新の低公害・低燃費車の使用に努めます。
- ・工事用車両は、アイドリングストップ等のエコドライブ実施を指導します。
- ・散水等の実施により粉じん等の発生・飛散の抑制に努めます。
- ・工事用車両の退出の際にはタイヤの洗浄を行い、周辺道路の汚損を防止するとともに、適宜、道路清掃を行います。
- ・工事用車両は、整備及び点検を徹底します。



工事用車両の走行に伴う大気質濃度について、主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、施工計画の最適化、低公害・低燃費車の使用、アイドリングストップ、散水による粉じん抑制やタイヤ洗浄などを行います。

以上により、工事用車両の走行に伴う大気質濃度について、主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に支障はないと評価します。

大気質

【供用時】

- ③施設関連車両の走行に伴う大気質濃度
- ④冷暖房施設等の設置に伴う大気質濃度

続いて、供用時の施設関連車両の走行、冷暖房施設等の設置に伴う大気質濃度についてご説明します。

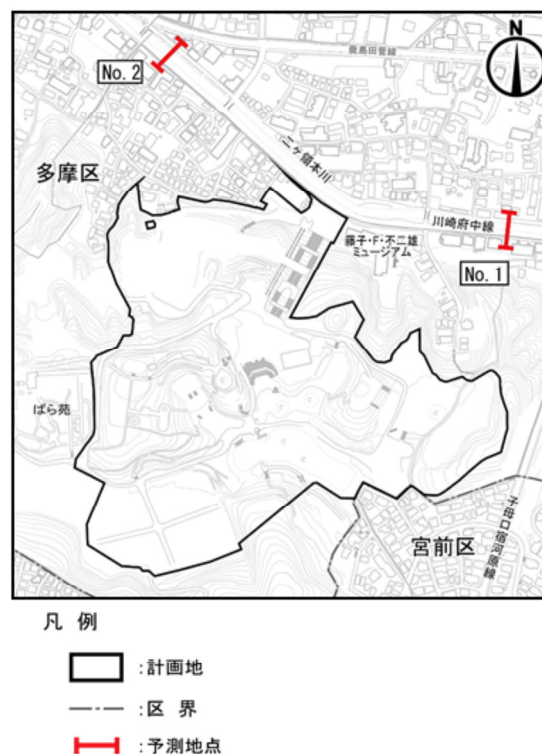
③施設関連車両の走行に伴う大気質濃度

■二酸化窒素予測結果

予測地点		供用時予測濃度 (日平均値の年間 98%値)	環境保全目標の 具体的数値
No.1 (長尾橋付近)	平日	0.034 ppm	0.04～0.06ppm のゾーン内又は それ以下
	休日	0.033 ppm	
No.2 (本村橋付近)	平日	0.034 ppm	
	休日	0.033 ppm	

■浮遊粒子状物質予測結果

予測地点		供用時予測濃度 (日平均値の年間 2%除外値)	環境保全目標の 具体的数値
No.1 (長尾橋付近)	平日	0.030 mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下
	休日	0.030 mg/m ³	
No.2 (本村橋付近)	平日	0.030 mg/m ³	
	休日	0.030 mg/m ³	



施設関連車両の走行に伴う道路端における供用時予測濃度は、二酸化窒素は0.033～0.034 ppm、浮遊粒子状物質は0.030 mg/m³であり、環境保全目標を満足します。

③施設関連車両の走行に伴う大気質濃度

■主な環境保全のための措置

- ・荷捌き車等の施設関連車両が集中しないよう、計画的な運行に努めます。
- ・荷捌き車等の施設関連車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。
- ・施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促します。
- ・施設利用者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を促します。



施設関連車両の走行に伴う大気質濃度について、主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に支障はないと評価します

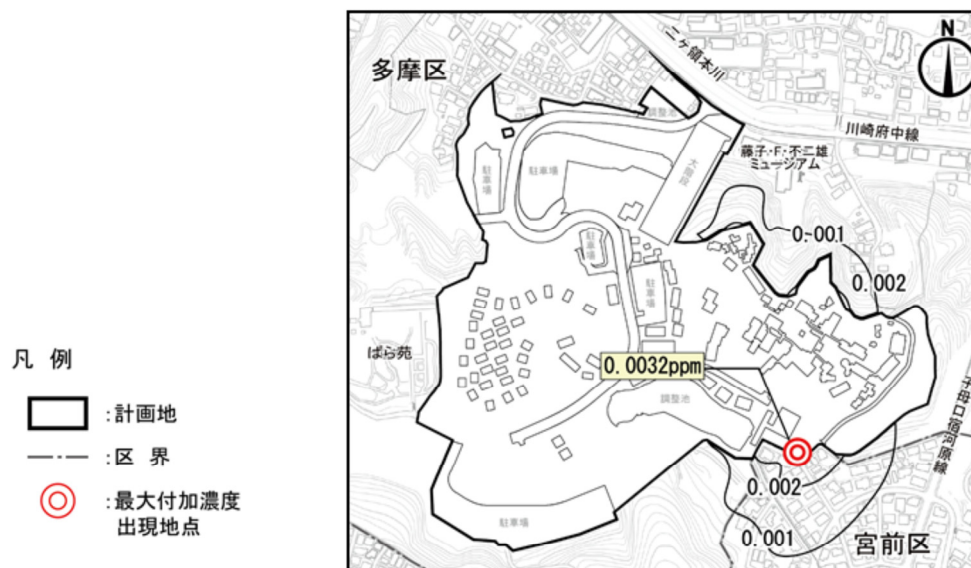
また、環境保全措置として、荷捌き車の計画的な運行とアイドリングストップ、施設利用者への公共交通機関利用促進などを行います。

以上により、施設関連車両の走行に伴う大気質濃度について、主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に支障はないと評価します。

④冷暖房施設等の設置に伴う大気質濃度

■二酸化窒素予測結果

最大付加濃度 (ppm) (付加率)	供用時予測濃度 (日平均値の年間98%値) (ppm)	環境保全目標の 具体的数値
0.0032 (19.8%)	0.036	0.04～0.06ppmのゾーン内 又はそれ以下



冷暖房施設等の設置に伴う二酸化窒素の供用時予測濃度は、0.036ppmであり、環境保全目標を満足します。

④冷暖房施設等の設置に伴う大気質濃度

■主な環境保全のための措置

- ・冷暖房施設等は、できる限り計画地敷地境界からの離隔を確保して設置します。
- ・できる限りNOx排出濃度の低い燃焼機器やエネルギー効率の高い燃焼機器の設置に努めます。
- ・冷暖房施設等が正常に稼働するよう定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努めます。



冷暖房施設等の設置に伴う大気質濃度について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、できる限り計画地敷地境界から離れた場所に冷暖房施設を設置するとともに、NOx排出濃度の低い機器の設置、機器の点検・整備などを行います。

以上により、冷暖房施設等の設置に伴う大気質濃度について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

悪臭

【工事中】 南側調整池整備に伴う悪臭の影響

続きまして、悪臭です。

工事中の南側調整池整備に伴う悪臭の影響についてご説明します。

南側調整池整備に伴う悪臭の影響

■ 予測結果

区分	最大拡散濃度	環境保全目標の具体的数値
日中	臭気指数10未満	臭気指数 15以下
夜間	臭気指数10未満	臭気指数 12以下

凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- : 整備工事の施工範囲
- : 最大拡散濃度出現地点
- : 等濃度線(臭気濃度)

【日中】



【夜間】



南側調整池整備に伴う悪臭の最大拡散濃度の予測は、池のしゅんせつ工事を行うときの、住宅地が風下となる場合の影響について予測しました。

日中、夜間ともに臭気指数※10未満であり、環境保全目標を満足します。

※臭気指数

人間の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化したもの。具体的には、もとのにおいを人間の嗅覚で感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数(臭気濃度)を求め、その常用対数に10を乗じた値(臭気指数 $=10 \times \text{Log(臭気濃度)}$)

(例えば、もとのにおいを100倍に希釈して、においを感じられなくなった場合、臭気濃度は100、臭気指数は20となります)

■主な環境保全のための措置

- ・底泥を仮置きする場合には、周辺の住宅地から離隔をとった仮置場を設置します。
- ・底泥を仮置きする場合には、状況に応じてシートによる被覆等の悪臭低減対策を講じます。



南側調整池整備に伴う悪臭の影響について、
大部分の地域住民が日常生活において
感知しない程度であると評価します

また、環境保全措置として、底泥を仮置きする場合には、周辺の住宅地から離すとともに、状況に応じてシートによる被覆などの対策を講じます。

以上により、南側調整池整備に伴う悪臭の影響について、最大濃度出現位置である敷地境界において環境保全目標を満足しており、川崎市の地域環境管理計画における地域別環境保全水準に定められる「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」とであると評価します。

水

水質（公共用水域）

【工事中】

①造成工事等の実施に伴う濁水の影響

【供用時】

②施設の供用に伴う水質への影響

続きまして、公共用水域の水質です。

工事中の造成工事等の実施に伴う濁水の影響と、供用時の施設の供用に伴う水質への影響についてご説明します。

■予測結果

- ・仮設沈砂池及び仮設管・側溝を工事初期段階に設置して、排水を一時的に貯留し土砂を沈殿させます。
- ・仮設沈砂池の水素イオン濃度(pH)及び浮遊物質質量(SS)等の測定により、水質異常時にはpH調整、凝集沈殿等の適切な処理を行い適正な水質とし、公共下水道及び公共用水域へ排水します。

**環境保全目標の具体的数値(浮遊物質質量(SS): 70mg/L以下)
を満足するものと予測します。**

造成工事等の実施に伴う濁水の影響については、仮設沈砂池及び仮設管・側溝の設置により土砂を沈殿させます。

もし、水質異常が確認された際にはpH調整※¹、凝集沈殿※²等の適切な処理を行います。

これらの措置により、浮遊物質質量を70mg/L以下とすることで、環境保全目標を満足するものと予測します。

※1 pH調整

排水基準値を満足するため、薬品を用いてpHを調整すること

※2 凝集沈殿

水質保全対策技術のひとつで、凝集材を用いて水中の粒子を沈殿させること

■主な環境保全のための措置

- ・工事で発生する雨水等の排水は、濁水の土砂を沈殿させる仮設沈砂池を設置し、土砂流出防止対策を行います。
- ・造成工事では、土砂流出による水質汚濁防止対策として、造成法面下部に板柵や土のうを設置します。
- ・仮設沈砂池は、堆積した土砂を定期的に除去する等の適切な維持管理に努めます。



造成工事等の実施に伴う濁水の影響について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、仮設沈砂池に加え、板柵、土嚢による土砂流出防止対策などを行います。

したがって、造成工事等の実施に伴う濁水の影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

②施設の供用に伴う水質への影響

■予測結果

供用時に発生する排水は、排水処理設備を設置して適切な処理を行った後に、以下の表に示した処理後の水質以下にして排水する計画です。

項目	処理後の水質	環境保全目標
生物化学的酸素要求量(BOD)	2.4 mg/L	3 mg/L以下
化学的酸素要求量(COD)	8.7 mg/L	25 mg/L以下
浮遊物質(SS)	2.5 mg/L	25 mg/L以下

■主な環境保全のための措置

- ・排水処理設備は、定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努めます。

施設の供用に伴う水質への影響について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

施設の供用に伴う水質への影響については、排水処理設備を設置して適切な処理を行った後に公共用水域へ放流することで、環境保全目標を満足します。

また、環境保全措置として、排水処理設備の適切な維持管理に努めます。

以上により、施設の供用に伴う水質への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

水象（湧水）

【工事中】 造成工事等の実施に伴う湧水の 変化の範囲及び程度

続きまして、水象の湧水です。

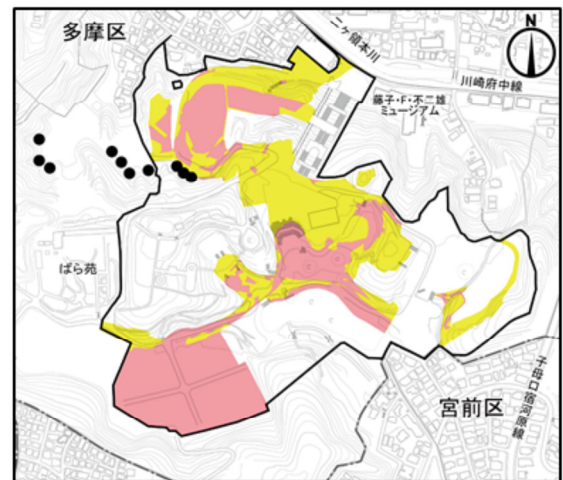
工事中の造成工事等の実施に伴う湧水への影響について、ご説明します。

■予測結果

計画地内で確認された湧水地点は、造成工事等に伴い改変を行う計画範囲に隣接しますが、湧水地点の涵養源である南側背後の丘陵部は改変を行わない計画であり、湧水の変化の程度は小さいと予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・湧水の涵養源となる丘陵部は、極力改変を行いません。



凡 例

□ : 計画地	● : 湧水確認地点
--- : 区 界	■ : 切 土
	■ : 盛 土

造成工事等の実施に伴う湧水への影響について、生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されているものと評価します

湧水が確認された地点の涵養源※である南側背後の丘陵部は改変されないため、湧水の変化の程度は小さいと予測します。

また、環境保全措置として、湧水の涵養源となる丘陵部は、極力改変を行わない計画とします。

以上により、造成工事等の実施に伴う湧水への影響について、生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されているものと評価します。

※涵養源

地表の水が地下浸透して帯水層(地下水が蓄えられている地層)に水が供給されることを涵養といい、その供給源を涵養源という

土

地盤(地下水位)

【供用時】

施設の供用に伴う地下水位の
変化の範囲及び程度

続きまして、地盤の地下水位です。

供用時の施設の供用に伴う地下水位への影響についてご説明します。

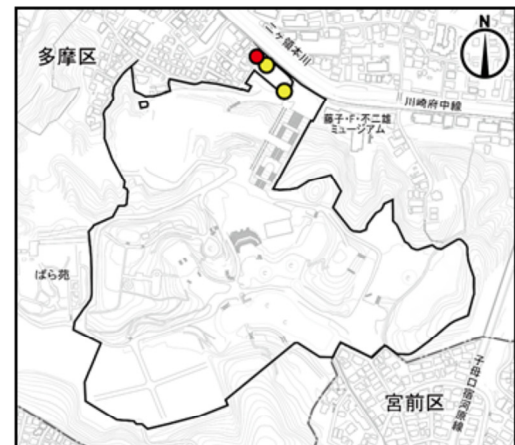
施設の供用に伴う地下水位への影響

■ 予測結果

項 目	予測結果
予測地点における 地下水位低下量	0.02m

■ 主な環境保全のための措置

- ・地下水位の定期的なモニタリングを行い、地下水の状態を把握します。
- ・井戸の目詰まり等に対し、適切な維持管理を行います。



凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- : 地下水位観測地点(既存井戸)
- : 予測地点

施設の供用に伴う地下水位への影響について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

施設の供用に伴う地下水位低下量は、既存井戸周辺の住宅地近傍の予測地点において0.02mと予測します。

また、環境保全措置として、井戸の適切な維持管理などを行います。

以上により、施設の供用に伴う地下水位への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

地盤（地盤沈下）

【供用時】 施設の供用に伴う地盤沈下の影響

続きまして、地盤沈下です。

供用時の施設の供用に伴う地盤沈下の影響についてご説明します。

■ 予測結果

施設の供用に伴い地下水を揚水する井戸の帯水層である沖積砂礫層及び上総層群は、よく締まった地層のため、揚水により地盤沈下が発生する可能性は低いと予測します。

■ 主な環境保全のための措置

- ・地下水位の定期的なモニタリングを行い、地下水の状態を把握します。
- ・井戸の目詰まり等に対し、適切な維持管理を行います。



施設の供用に伴う地盤沈下は生じないと評価します

施設の供用に伴い地下水を揚水する井戸の帯水層は、よく締まった地層であり、揚水により地盤沈下が発生する可能性は低いと予測します。

また、環境保全措置として、井戸の適切な維持管理などを行います。

以上により、施設の供用に伴う地盤沈下は生じないと評価します。

生物

植物

【工事中】

①造成工事等の実施に伴う植物への影響

【供用時】

②施設の供用に伴う植物への影響

続きまして、植物です。

工事中の造成工事等の実施及び供用時の施設の供用に伴う植物への影響についてご説明します。

①造成工事等の実施に伴う植物への影響

■予測結果

〔植物群落及び生育環境〕

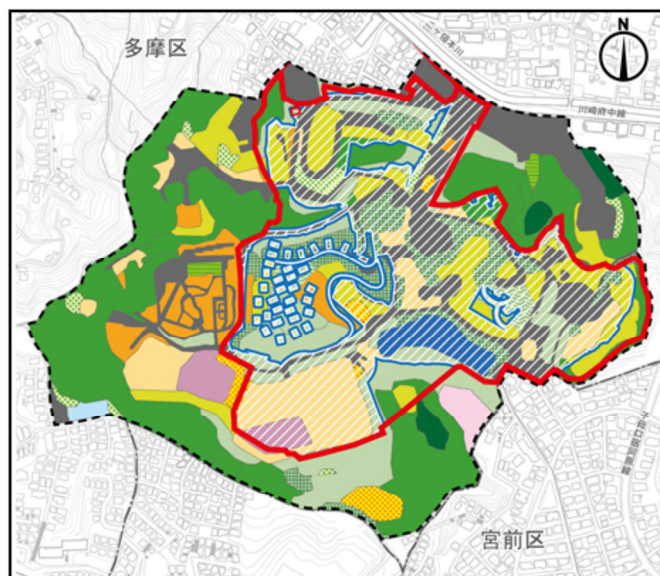
本事業では、斜面林の大部分を既存緑地として残す計画です。
工事により一部の区域が改変を受けますが、改変区域は主に植栽林や草地、人工構造物等であり、影響は小さいと予測します。

〔植物の注目される種〕

タマノカンアオイ、ミゾコウジュ、キンランについて、工事により改変区域内の生育地が消失すると予測します。

凡 例

- | | | | |
|------------|---------------|----------------|----------|
| □ : 計画地 | ■ : コナラ・クヌギ群落 | ■ : ススキ群落 | □ : 既存緑地 |
| □ : 現地調査範囲 | ■ : シラカシ群落 | ■ : オギ群落 | ■ : 改変区域 |
| — : 区 界 | ■ : サクラ植栽林 | ■ : 路傍雑草群落 | |
| | ■ : その他植栽林 | ■ : 緑化草地(シバ群落) | |
| | ■ : モウソウチク植林 | ■ : 畑地 | |
| | ■ : 梅園 | ■ : グラウンド | |
| | ■ : 植栽低木林 | ■ : 人工構造物等 | |
| | ■ : アズマネザサ群落 | | |



本事業では、斜面林の大部分を既存緑地として残し、植物の生育環境の保全を図る計画であり、影響は小さいと予測します。

また、注目される種※であるタマノカンアオイ、ミゾコウジュ、キンランについては、工事により改変区域内の生育地が消失すると予測します。

※注目される種

希少性、学術性の観点から重要な種(環境省レッドリスト、神奈川県レッドデータブックに掲載されている種など)

①造成工事等の実施に伴う植物への影響

■主な環境保全のための措置

- ・改変により消失が予測される種(ミゾコウジュ)について、播種による保全を行います。
- ・改変により一部の消失が予測される種(タマノカンアオイ、キンラン)について、工事前に再確認を行い、改変区域外の生育適地への移植による保全を行います。
- ・生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の樹木であるトウネズミモチについて、工事に伴う伐採後、計画地外へ拡散しないよう適切に処置します。
- ・作業員の改変区域以外への立入りは必要最小限とします。



ミゾコウジュ



タマノカンアオイ



キンラン

造成工事等の実施に伴う植物への影響について、
適切な保全・回復が図られると評価します

また、環境保全措置として、改変により一部あるいは全部の消失が予測される種について、播種※や移植などを行います。

以上により、造成工事等の実施に伴う植物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価します。

※播種

種まき

②施設の供用に伴う植物への影響

■予測結果

施設の供用時には、緑化地等における緑の回復・育成に伴い、中長期的には一定程度回復すると予測します。

生育環境についても事業による影響は小さいと予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・樹木の年間維持管理計画に基づき、適切な維持管理を行い、適切な育成に努めます。
- ・樹木の一部を保存または移植し、既存樹木を生かした緑地を整備します。
- ・生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の樹木であるトウネズミモチについて、維持管理時に確認された場合、計画地外に拡散しないよう適切に伐採・処置します。



造成工事等の実施に伴う植物への影響について、
適切な保全・回復が図られると評価します

施設の供用時には、緑化地等における緑の回復・育成に伴い、植物相※¹・植物群落※²は中長期的には一定程度回復すると予測します。また、生育環境についても、事業による影響は小さいと予測します。

また、環境保全措置として、樹木の適切な維持管理などを行います。

以上により、施設の供用に伴う植物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価します。

※1 植物相

生育する植物の種類構成

※2 植物群落

植物群のまとまり

動物

【工事中】

①造成工事等の実施に伴う動物への影響

【供用時】

②施設の供用に伴う動物への影響

続きまして、動物です。

工事中の造成工事等の実施、供用時の施設の供用に伴う動物への影響についてご説明します。

①造成工事等の実施に伴う動物への影響

■予測結果

本事業では、斜面林の大部分を既存緑地として残す計画です。

工事により一部の区域が改変を受けますが、改変区域は主に植栽林や草地、人工構造物等であり、周辺にも同様の環境が残ることから、陸生動物相及び生息環境への影響は小さいと予測します。

水生動物(魚類・底生動物)について、しゅんせつ工事により生息環境が消失すると予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・しゅんせつ工事により生息環境への影響が予測される魚類・底生動物(ただし外来種を除く)については、工事時に生息確認された個体について、可能な範囲で改変区域外の生息地への移設を検討します。
- ・しゅんせつ工事時に、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種(アメリカザリガニ等)が確認された場合は駆除を実施します。



造成工事等の実施に伴う動物への影響について、
適切な保全・回復が図られると評価します

本事業では、斜面林の大部分を既存緑地として残し、動物の生息環境の保全を図る計画であり、陸生動物相※及び生息環境への影響は小さいと予測します。

水生動物については、池のしゅんせつ工事により生息環境が消失すると予測します。

また、環境保全措置として、工事時に生息確認された水生動物について、可能な範囲で改変区域外の生息地への移設を検討します。

以上により、造成工事等の実施に伴う動物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価します。

※陸生動物相

陸上に生息する動物の種類構成

②施設の供用に伴う動物への影響

■予測結果

供用時において、計画地周囲の斜面林は既存緑地として残す予定であるため、生息環境として引き続き利用される可能性があると予測します。既存の池は南側調整池として整備され、開放水面が再び創出されることから、動物相・生息環境は中長期的には一定程度回復すると予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・照明機器を適切に設置し、生息環境への影響の低減を図ります。



施設の供用に伴う動物への影響について、
適切な保全・回復が図られると評価します

施設の供用時には、計画地周囲の斜面林は既存緑地として残るとともに、既存の池は南側調整池として整備されるため、動物相・生息環境は中長期的には一定程度回復すると予測します。

また、環境保全措置として、照明機器を適切に設置し、生息環境への影響の低減を図ります。

以上により、施設の供用に伴う動物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価します。

生態系

【工事中】

①造成工事等の実施に伴う生態系への影響

【供用時】

②施設の供用に伴う生態系への影響

続きまして、生態系です。

工事中の造成工事等の実施、供用時の施設の供用に伴う生態系への影響についてご説明します。

①造成工事等の実施に伴う生態系への影響

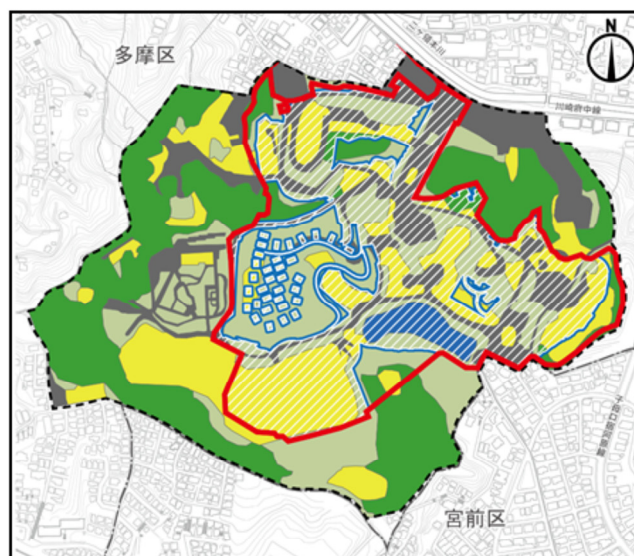
■予測結果

〔生態系〕

- ・本事業では、斜面林の大部分を既存緑地として残す計画です。
- ・工事により一部の区域が改変を受けますが、改変区域は主に植栽林や草地、人工構造物等であり、周辺にも同様の環境が残ることから、生態系の変化の程度は小さいと予測します。
- ・水生動物については、しゅんせつ工事により生息環境が消失すると予測します。

〔生態系注目種〕

- ・工事中には、改変区域及びその近傍における生息環境の利用は一時的に回避される可能性があります。周辺にも生息環境が残ること等から、影響は小さいと予測します。



凡 例

- ：計画地
- ：現地調査範囲
- ：区 界

類型区分

- ：広葉樹二次林
- ：植栽林・竹林
- ：草地等
- ：人工構造物等

- ：既存緑地
- ：改変区域

本事業では斜面林の大部分を既存緑地として残し、生態系の保全を図る計画であり、造成工事の実施に伴う生態系の変化の程度は小さいと予測します。

水生動物については、しゅんせつ工事により生息環境が消失すると予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・しゅんせつ工事により生息環境への影響が予測される魚類・底生動物（ただし外来種を除く）については、工事時に生息確認された個体について、可能な範囲で改変区域外の生息地への移設を検討します。
- ・しゅんせつ工事時に、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種（アメリカザリガニ等）が確認された場合は駆除を実施します。
- ・生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の樹木であるトウネズミモチについて、工事に伴う伐採後、計画地外へ拡散しないよう適切に処置します。
- ・作業員の改変区域以外への立入りは必要最小限とします。



造成工事等の実施に伴う生態系への影響について、
適切な保全・回復が図られると評価します

また、環境保全措置として、工事時に生息確認された水生動物について、可能な範囲で改変区域外の生息地への移設を検討します。あわせて、外来種についても適切に処置します。

以上により、造成工事等の実施に伴う生態系への影響について、適切な保全・回復が図られると評価します。

②施設の供用に伴う生態系への影響

■予測結果

供用時には緑化地等における緑の回復・育成に伴い緑の回復が図られること、既存の池は南側調整池として整備され、開放水面が再び創出されることから、生物の生息環境が中長期的に創出され、生態系の変化の程度は小さいと予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・樹木の年間維持管理計画に基づき、適切な維持管理を行い、適切な育成に努めます。
- ・照明機器を適切に設置し、生息環境への影響の低減を図ります。
- ・生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の樹木であるトウネズミモチについて、維持管理時に確認された場合、計画地外に拡散しないよう適切に伐採・処置します。



施設の供用に伴う生態系への影響について、
適切な保全・回復が図られると評価します

施設の供用時には、緑の回復が図られることなどから、生物の生息環境が中長期的に創出され、生態系の変化の程度は小さいと予測します。

また、環境保全措置として、樹木の維持管理、照明機器の適切な設置、外来種への処置などを行います。

以上により、施設の供用に伴う生態系への影響について、適切な保全・回復が図られると評価します。

緑

緑の質

【供用時】

植栽予定樹種の環境適合性、
植栽基盤の適否及び必要土壌量

続きまして、緑の質です。

供用時の植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤※の適否及び必要土壌量について
ご説明します。

※植栽基盤

植物を植える場所の土台となる土壌等

■ 予測結果

〔植栽予定樹種の環境適合性〕

計画地において良好な生育が確認されている種、川崎市緑化指針に示される種、地域の潜在植生構成種を用いる予定であることから、計画地の環境特性に適合すると予測します。

〔植栽基盤の適否〕

緑化地を計画している区域では、必要に応じて適切な客土や施肥等を行うことにより、草本、低木及び高木の生育に適していると予測します。

〔植栽基盤の必要土壌量〕

植栽基盤の必要土壌量は計画地全体で約2,600m³であり、本計画においては、計画地内の植栽基盤に適した土壌を再利用するとともに、必要に応じて客土や施肥等を実施することにより、必要土壌量は確保されると予測します。

植栽予定樹種の環境適合性について、計画地において良好な生育が確認されている種、川崎市緑化指針に示される種などを用いる予定であり、計画地の環境特性に適合すると予測します。

植栽基盤の適否について、必要に応じて適切な客土や施肥等を行うことにより、生育に適していると予測します。

植栽基盤の必要土壌量は、計画地全体で約2,600m³であり、必要土壌量は確保されると予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・樹木の年間維持管理計画に基づき、適切な維持管理を行い、適切な育成に努めます。
- ・樹木の一部を保存または移植し、既存樹木を生かした緑地を整備します。



緑の適切な回復育成が図られていると評価します

また、環境保全措置として、樹木の適切な維持管理、保存・移植による既存樹木の活用などを行います。

以上により、緑の適切な回復育成が図られていると評価します。

緑の量

【供用時】 緑被の変化及び全体の緑の構成

続きまして、緑の量です。

供用時の緑被※の変化及び全体の緑の構成についてご説明します。

※緑被

樹木などの緑に覆われた場所

■ 予測結果

〔緑被の変化〕

本事業では残す既存緑地と新たに設ける緑化地の合計は約58,500m²(約36.0%)となり、川崎市環境影響評価等技術指針の地域環境管理計画の地域別保全水準等の緑被率(33.8%)を上回ると予測します。

区分	面積	面積比
既存緑地	約 46,000m ²	約28.3%
緑化地	約 12,500m ²	約 7.7%
合計	約 58,500m ²	約36.0%
環境保全目標		33.8%

〔全体の緑の構成〕

新たに設ける緑化地における植栽本数は、川崎市緑化指針に基づく緑の量的水準を満足すると予測します。

緑被の変化について、本事業で残す既存緑地と新たに設ける緑化地の合計は、約36%となり、環境保全目標の33.8%を上回ると予測します。

全体の緑の構成について、新たに設ける緑化地における植栽本数は、川崎市緑化指針に基づく緑の量的水準を満足すると予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・樹木の年間維持管理計画に基づき、適切な維持管理を行い、適切な育成に努めます。
- ・樹木の一部を保存または移植し、既存樹木を生かした緑地を整備します。



川崎市環境影響評価等技術指針の地域環境管理計画の
地域別保全水準等の緑被率を上回るとともに、
緑被を著しく減少させないと評価します

また、環境保全措置として、樹木の適切な維持管理、保存・移植による既存樹木の活用などを行います。

以上により、川崎市環境影響評価等技術指針の地域環境管理計画の地域別保全水準等の緑被率を上回るとともに、緑被を著しく減少させないと評価します。

騒音・振動・低周波

騒音

【工事中】

- ①建設機械の稼働に伴う騒音
- ②工事用車両の走行に伴う騒音

続きまして、騒音です。

まず、工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う騒音についてご説明します。

①建設機械の稼働に伴う騒音

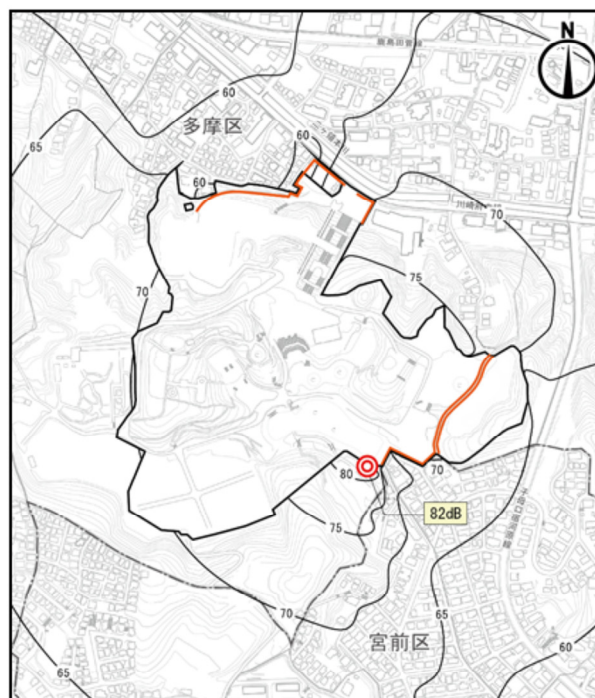
■予測結果

(単位: dB)

予測時期	敷地境界における 予測結果(L _{A5}) (最大値)	環境保全目標の 具体的数値
工事着手後 4ヶ月目	82	85 以下

凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- ◎ : 騒音最大値出現地点
- : 万能鋼板(高さ約3m)



建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、最大82dBであり、環境保全目標を満足します。

①建設機械の稼働に伴う騒音

■主な環境保全のための措置

- ・施工計画の最適化を図り、工程の平準化に努めることで、建設機械の集中稼働を避けます。
- ・建設機械は、できる限り低騒音型建設機械の採用に努めます。
- ・建設機械は、待機中のアイドリングストップの実施を指導します。
- ・建設機械は、整備及び点検を徹底します。
- ・住宅地付近には、万能鋼板による仮囲い(高さ約3m)を設置します。



建設機械の稼働に伴う騒音について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、施工計画の最適化、低騒音型建設機械の採用、アイドリングストップ、仮囲いの設置などを行います。

以上により、建設機械の稼働に伴う騒音について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

②工事用車両の走行に伴う騒音

■予測結果

(単位:dB)

予測地点		工事中基礎交通量による等価騒音レベル A	工事中交通量による等価騒音レベル B	工事用車両による増加レベル B-A	環境保全目標の具体的数値
No.1(長尾橋付近)	南側	68 (67.6)	68 (67.7)	0.1	70 以下
No.2(本村橋付近)	南側	65 (65.0)	65 (65.1)	0.1	
No.3(区画道路1付近)	北側	—	44 (43.8)	—	65 以下

凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- : 予測地点



工事用車両の走行に伴う道路端における等価騒音レベル※について、工事中交通量による等価騒音レベルは、川崎府中線沿いのNo.1とNo.2において65～68dB、区画道路1付近で44dBであり、環境保全目標を満足します。

※等価騒音レベル

ある時間範囲について変動する騒音レベルを、変動のない一定の騒音レベルとして平均化したもの。自動車からの騒音のように時間的に大きく変動する騒音レベルを評価するために考案された指標

②工事用車両の走行に伴う騒音

■主な環境保全のための措置

- ・施工計画の最適化を図り、工程の平準化に努めることで、工事用車両の集中を避けます。
- ・工事用車両の運行については、待機中のアイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。
- ・工事用車両は、整備及び点検を徹底します。



工事用車両等の走行に伴う騒音について、
主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に
支障はないと評価します

また、環境保全措置として、施工計画の最適化、アイドリングストップなどを行います。

以上により、工事用車両の走行に伴う騒音について、主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に支障はないと評価します。

騒音

【供用時】

- ③施設関連車両の走行に伴う騒音
- ④冷暖房施設等の設置に伴う騒音

続いて、供用時の施設関連車両の走行、冷暖房施設等の設置に伴う騒音についてご説明します。

③施設関連車両の走行に伴う騒音

■予測結果

【平日】

(単位: dB)

予測地点		予測結果			環境保全目標の 具体的数値
		供用時基礎交通量による 等価騒音レベル A	供用時交通量による 等価騒音レベル B	施設関連車両による 増加レベル B-A	
No.1 (長尾橋付近)	昼間	68 (67.7)	68 (68.3)	0.6	70以下
	夜間	63 (63.4)	64 (63.9)	0.5	65以下
No.2 (本村橋付近)	昼間	65 (65.0)	66 (65.8)	0.8	70以下
	夜間	62 (62.4)	63 (62.6)	0.2	65以下
No.3 (区画道路1付近)	昼間	—	47 (46.9)	—	65以下
	夜間	—	39 (39.3)	—	60以下

【休日】

(単位: dB)

予測地点		予測結果			環境保全目標の 具体的数値
		供用時基礎交通量による 等価騒音レベル A	供用時交通量による 等価騒音レベル B	施設関連車両による 増加レベル B-A	
No.1 (長尾橋付近)	昼間	67 (67.1)	68 (68.4)	1.3	70以下
	夜間	63 (63.4)	64 (64.1)	0.7	65以下
No.2 (本村橋付近)	昼間	64 (64.4)	66 (65.8)	1.4	70以下
	夜間	62 (62.3)	63 (62.8)	0.5	65以下
No.3 (区画道路1付近)	昼間	—	49 (49.2)	—	65以下
	夜間	—	40 (40.0)	—	60以下

注)昼間は6～22時、夜間は22～翌6時を示します。 72

施設関連車両の走行に伴う道路端における等価騒音レベルについて、供用時交通量による等価騒音レベルは、川崎府中線沿いで63～68dB、区画道路1付近で39～47dBであり、いずれも環境保全目標を満足します。

③施設関連車両の走行に伴う騒音

■主な環境保全のための措置

- ・荷捌き車等の施設関連車両が集中しないよう、計画的な運行に努めます。
- ・荷捌き車等の施設関連車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。
- ・施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促します。
- ・施設利用者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を促します。



施設関連車両の走行に伴う騒音について、
主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に
支障はないと評価します

また、環境保全措置として、荷捌き車の計画的な運行、アイドリングストップ、施設利用者への公共交通機関の利用促進などを行います。

以上により、施設関連車両の走行に伴う騒音について、主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に支障はないと評価します。

④冷暖房施設等の設置に伴う騒音

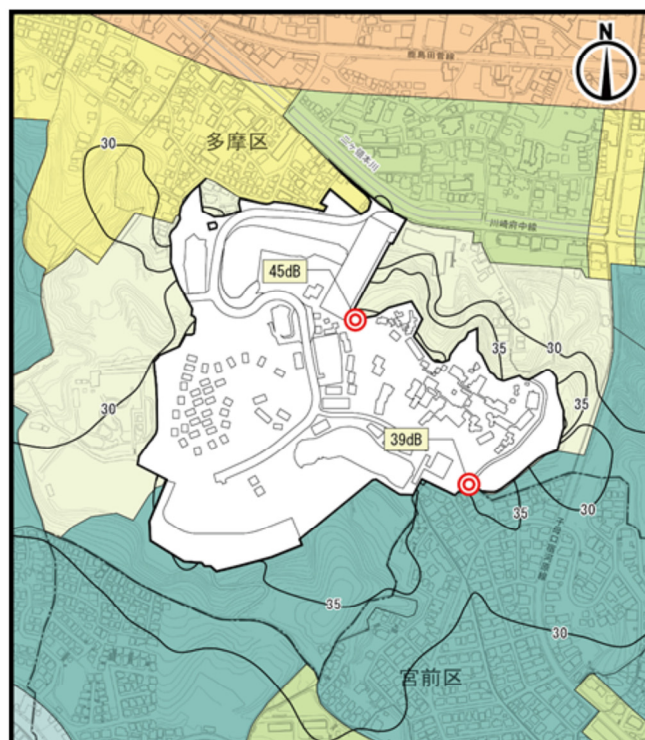
■予測結果

(単位: dB)

予測時期	予測高さ	騒音レベル(L _{AS}) 予測結果 (最大値)	環境保全目標の 具体的数値
供用時	地上 1.2m	39 (計画地南東側 敷地境界)	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 昼間50dB 朝夕45dB 夜間40dB
		45 (計画地北側 敷地境界)	第一種住居地域、 第二種住居地域 昼間55dB 朝夕50dB 夜間45dB

凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- ⊙ : 騒音最大値出現地点
- : 第一種低層住居専用地域
- : 第二種低層住居専用地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 準住居地域



冷暖房施設等の設置に伴う騒音レベルの予測結果は、用途地域ごとに定められた環境保全目標を満足します。

④冷暖房施設等の設置に伴う騒音

■主な環境保全のための措置

- ・冷暖房施設等は、できる限り計画地敷地境界からの離隔を確保して設置します。
- ・冷暖房施設等が正常に稼働するよう定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努めます。



冷暖房施設等の設置に伴う騒音について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、冷暖房施設等は、できる限り計画地敷地境界から離して設置するとともに、適切な維持管理に努めます。

以上により、冷暖房施設等の設置に伴う騒音について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

振動

【工事中】

- ①建設機械の稼働に伴う振動
- ②工事用車両の走行に伴う振動

続きまして、振動です。

工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う振動についてご説明します。

①建設機械の稼働に伴う振動

■予測結果

(単位: dB)

予測時期	敷地境界における 予測結果(L_{10}) (最大値)	環境保全目標の 具体的数値
工事着手後 4ヶ月目	61	75 以下

凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- ◎ : 振動最大値出現地点



建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界における予測結果の最大値が61dBであり、環境保全目標を満足します。

①建設機械の稼働に伴う振動

■主な環境保全のための措置

- ・施工計画の最適化を図り、工程の平準化に努めることで、建設機械の集中稼働を避けます。
- ・建設機械は、できる限り低振動型建設機械の採用に努めます。
- ・建設機械は、待機中のアイドリングストップの実施を指導します。
- ・建設機械は、整備及び点検を徹底します。



建設機械の稼働に伴う振動について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、施工計画の最適化、低振動型機械の採用、アイドリングストップ等、機械の整備・点検などを行います。

以上により、建設機械の稼働に伴う振動について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

②工事用車両の走行に伴う振動

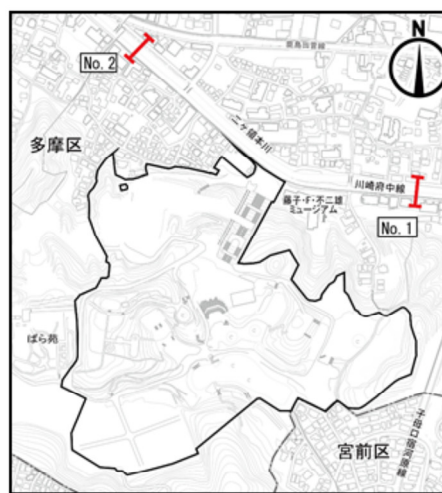
■予測結果

(単位: dB)

予測地点	時間帯		予測結果			環境保全目標の 具体的数値
			工事中基礎交通量 による振動レベル A	工事中交通量 による振動レベル B	B - A	
No.1 (長尾橋付近)	昼間	9時台	44 (44.1)	44 (44.4)	0.3	55以下
	夜間	7時台	44 (43.7)	44 (43.8)	0.1	
No.2 (本村橋付近)	昼間	11時台	37 (36.7)	37 (37.0)	0.3	
	夜間	7時台	37 (37.0)	37 (37.1)	0.1	

凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- I : 予測地点



工事用車両の走行に伴う道路端における振動レベルについて、川崎府中線沿いで37dB及び44dBであり、環境保全目標を満足します。

②工事用車両の走行に伴う振動

■主な環境保全のための措置

- ・施工計画の最適化を図り、工程の平準化に努めることで、工事用車両の集中を避けます。
- ・工事用車両の運行については、待機中のアイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。
- ・工事用車両は、整備及び点検を徹底します。



工事用車両等の走行に伴う振動について、
主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に
支障はないと評価します

また、環境保全措置として、施工計画の最適化、アイドリングストップ、車両の整備・点検などを行います。

以上により、工事用車両の走行に伴う振動について、主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に支障はないと評価します。

振動

【供用時】

- ③施設関連車両の走行に伴う振動
- ④冷暖房施設等の設置に伴う振動

続いて、供用時の施設関連車両の走行、冷暖房施設等の設置に伴う振動についてご説明します。

③施設関連車両の走行に伴う振動

■予測結果

【平日】

(単位: dB)

予測地点		時間帯	予測結果			環境保全目標の 具体的数値
			供用時基礎交通量 による振動レベル A	供用時交通量 による振動レベル B	施設関連車両交通量 による増加レベル B - A	
No.1 (長尾橋付近)	昼間	12時台	44 (44.4)	45 (45.0)	0.6	55 以下
	夜間	19時台	41 (41.2)	42 (42.3)	1.1	
No.2 (本村橋付近)	昼間	11時台	38 (37.7)	38 (38.2)	0.5	
	夜間	19時台	33 (32.6)	34 (33.7)	1.1	

【休日】

(単位: dB)

予測地点		時間帯	予測結果			環境保全目標の 具体的数値
			供用時基礎交通量 による振動レベル A	供用時交通量 による振動レベル B	施設関連車両交通量 による増加レベル B - A	
No.1 (長尾橋付近)	昼間	14時台	44 (44.1)	45 (45.4)	1.3	55 以下
	夜間	19時台	42 (42.3)	45 (44.7)	2.4	
No.2 (本村橋付近)	昼間	15時台	36 (35.5)	37 (36.8)	1.3	
	夜間	19時台	32 (31.9)	34 (34.3)	2.4	

(注)昼間は8～19時、夜間は19～翌8時を示します。 82

施設関連車両の走行に伴う道路端における振動レベルについて、供用時交通量による振動レベルは34～45dBであり、環境保全目標を満足します。

③施設関連車両の走行に伴う振動

■主な環境保全のための措置

- ・荷捌き車等の施設関連車両が集中しないよう、計画的な運行に努めます。
- ・荷捌き車等の施設関連車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。
- ・施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促します。
- ・施設利用者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を促します。



施設関連車両の走行に伴う振動について、
主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に
支障はないと評価します

また、環境保全措置として、荷捌き車の計画的な運行、アイドリングストップ、施設利用者への公共交通機関の利用促進などを行います。

以上により、施設関連車両の走行に伴う振動について、主要な走行ルート沿道の生活環境の保全に支障はないと評価します。

④冷暖房施設等の設置に伴う振動

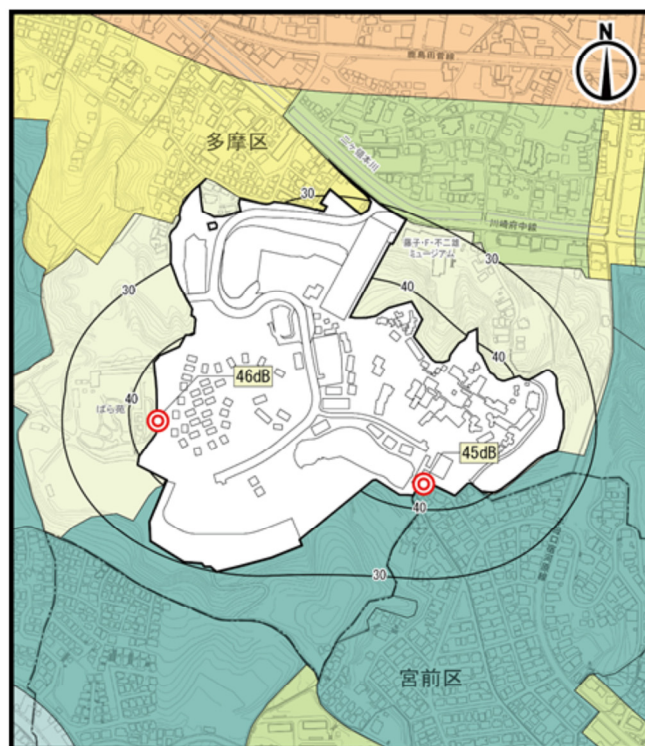
■予測結果

(単位: dB)

予測時期	予測高さ	振動レベル(L ₁₀) 予測結果 (最大値)	環境保全目標の 具体的数値
供用時	地面	45 (計画地南東側 敷地境界)	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 昼間60dB 夜間55dB
		46 (計画地西側 敷地境界)	第一種住居地域、 第二種住居地域 昼間65dB 夜間55dB

凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- ◎ : 振動最大値出現地点
- : 第一種低層住居専用地域
- : 第二種低層住居専用地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 準住居地域



冷暖房施設等の設置に伴う振動レベルは、45dB及び46dBであり、用途地域ごとに定められた環境保全目標を満足します。

④冷暖房施設等の設置に伴う振動

■主な環境保全のための措置

- ・冷暖房施設等は、できる限り計画地敷地境界からの離隔を確保して設置します。
- ・冷暖房施設等が正常に稼働するよう定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努めます。



冷暖房施設等の設置に伴う振動について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、冷暖房施設等は、できる限り計画地敷地境界から離して設置するとともに、適切な維持管理を行います。

以上により、冷暖房施設等の設置に伴う振動について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

廃棄物等

一般廃棄物

【供用時】

一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法

続きまして、一般廃棄物です。

供用時の一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法についてご説明します。

■ 供用時の一般廃棄物の予測結果

【ごみ種別】

紙製廃棄物、生ごみ 等

【発生量】

約 3.58 t/日

■ 主な環境保全のための措置

- ・各施設のテナントの事業系一般廃棄物の管理については、各テナントに対し廃棄物の適正な分別保管及び処理等の徹底を促します。
- ・廃棄物保管施設を設置し、廃棄物の減量化、分別排出の徹底及び再資源化の推進に努めます。



施設の供用に伴い発生する一般廃棄物の種類、
発生量及び処理・処分方法について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

計画地内から発生する事業系一般廃棄物の発生量は、1日あたり合計約3.58tと予測します。

また、環境保全措置として、各テナントへの廃棄物管理の徹底、廃棄物保管施設の設置などを行います。

以上により、施設の供用に伴い発生する一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

産業廃棄物

【工事中】

①産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法

【供用時】

②産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法

続きまして、産業廃棄物です。

工事中及び供用時の産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法についてご説明します。

■工事に係る産業廃棄物の予測結果

・既存建築物の撤去工事

【ごみ種別】

コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら 等

【発生量】

約 23,679 t

・建設工事

【ごみ種別】

木くず、コンクリートがら 等

【発生量】

約 563 t

撤去工事及び建設工事における産業廃棄物の発生量は、それぞれ合計約24,000t及び約570tと予測します。

①産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法

■主な環境保全のための措置

- ・建設工事にあたっては、再生材の使用に努めます。
- ・産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、発生抑制、分別解体及び廃棄物の再資源化の促進に努めます。
- ・産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者等へ委託し、産業廃棄物管理票を交付して処分先を明確にするなど、適正な処理を行います。
- ・既存建物の解体等にあたっては、石綿含有産業廃棄物に関し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」及び「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」等に基づいて適切に処理を行います。



工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、
発生量及び処理・処分方法について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、再生材の使用、関係法令を遵守した適切な処理を行います。

以上により、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

②産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法



■供用時の産業廃棄物の予測結果

【ごみ種別】

プラスチック製廃棄物、金属廃棄物 等

【発生量】

約 0.29 t/日

■主な環境保全のための措置

- ・産業廃棄物の分別保管場所を設置し、分別排出、集積・保管を適正に行います。
- ・産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者等へ委託し、産業廃棄物管理票を交付して処分先を明確にするなど、適正な処理を行います。
- ・各施設のテナントが産業廃棄物の管理を行う場合には、テナントに廃棄物の適正な分別保管及び処理等の徹底を促します。

施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の種類、
発生量及び処理・処分方法について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

供用時の産業廃棄物の発生量の合計は1日あたり約0.29tと予測します。

また、環境保全措置として、分別保管場所の設置、適切な管理・処理を行います。

以上により、施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

建設発生土

【工事中】 建設発生土の発生量及び処理・処分方法

続きまして、建設発生土です。

工事中の建設発生土の発生量及び処理・処分方法についてご説明します。

■予測結果

エリア	切土量(m ³)	盛土量(m ³)
商業施設エリア	約 9,000	約 10,500
温浴施設エリア	約 6,600	約 1,100
自然体験エリア	約 3,000	約 14,600
その他	約 22,500	約 14,900
合計	約 41,100	約 41,100

■主な環境保全のための措置

- ・建設発生土は、計画地内で全量を盛土として再利用します。



造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の
発生量及び処理・処分方法について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

造成工事等に伴う切土量は約41,100m³であり、建設発生土は、計画地内で全量を盛土として再利用し、外部には搬出しません。

以上により、造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量及び処理・処分方法について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

構造物の影響

景観

【供用時】

- ① 主要な景観構成要素・地域景観の特性への影響
- ② 代表的な眺望地点からの眺望の変化

続きまして、景観です。

供用時の主要な景観構成要素・地域景観の特性への影響、代表的な眺望地点からの眺望の変化についてご説明します。

■予測結果

本事業により周辺の樹林地に大きな変化はなく、周辺の生田緑地と一体となった緑と地形の連続性も保たれると考えられることから、主要な景観構成要素の改変はなく、地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・計画地内の造成にあたっては、現況地形を活用し、丘陵部の斜面林を極力保全します。
- ・周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施します。
- ・計画建築物については、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとします。
- ・建築計画はゆとりのある低密度なものとし、建物高さは最大で約13mとします。



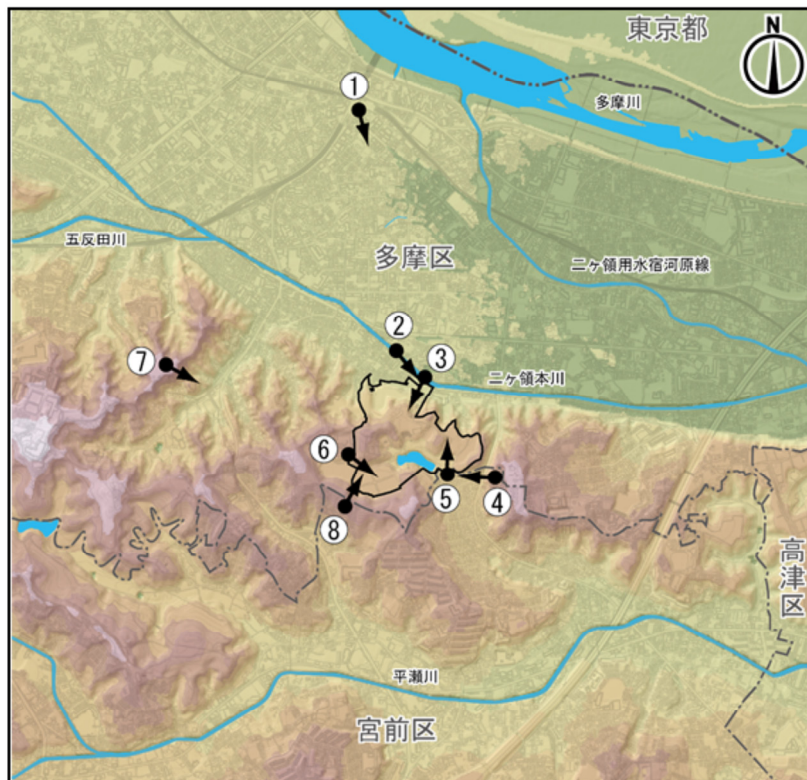
主要な景観構成要素及び地域景観への影響について、
周辺環境と調和が保たれると評価します

本事業による周辺の樹林地や地形への大きな改変はないため、地域景観の特性の変化の程度は小さいものと予測します。

また、環境保全措置として、現況地形の活用、斜面林の保全、緑化、建築物の高さ・色彩・デザインなどへの配慮を行います。

以上により、主要な景観構成要素及び地域景観への影響について、周辺環境と調和が保たれると評価します。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化



地点番号	地点名
①	登戸駅前デッキ
②	新開橋(二ヶ領本川)
③	階段下新開橋寄り (二ヶ領本川)
④	長尾配水塔跡地付近
⑤	五所塚住宅地
⑥	ばら苑
⑦	枳形山展望台
⑧	平住宅地

凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- - - : 区 界
- : 開放水面
- : 写真撮影地点及び撮影方向

代表的な眺望地点からの眺望の変化については、図に示す8地点について予測しました。

8地点のうち、眺望の変化が生じると予測した3地点について、順に現況と供用時の予測結果をお示しします。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化

【現況】



地点③ 階段下新開橋寄り(二ヶ領本川)

まず、地点③ 大階段の下からの現在の眺望です。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化

【供用時】



地点③ 階段下新開橋寄り(二ヶ領本川)

供用後の予測結果です。

計画地及び周辺の丘陵部との緑の連続性に配慮し、高木等の植栽を行うことで、周辺景観との調和を図ることから、眺望の変化は小さいものと予測します。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化

【現況】



地点⑤ 五所塚住宅地

地点⑤ 五所塚住宅地からの現在の眺望です。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化

【供用時】



地点⑤ 五所塚住宅地

供用後の予測結果です。

フェンスの背後に、新たに植栽される高木とともに計画建築物の上部が部分的に見えますが、大部分は手前側の植栽によって遮られることから、眺望の変化は小さいものと予測します。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化

【現況】



地点⑥ ばら苑

地点⑥ ばら苑からの現在の眺望です。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化

【供用時】



地点⑥ ばら苑

供用後の予測結果です。

植栽やフェンスの間から自然体験エリアの舗装路等が見えますが、手前側の高木等により大部分が遮られ、また新たな建築物は可視されないことから、眺望の変化は小さいものと予測します。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化



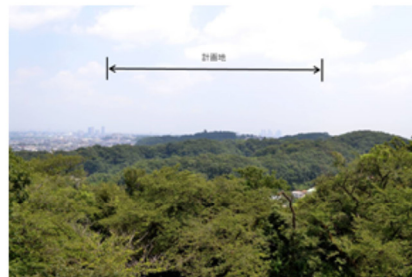
地点①
登戸駅前デッキ



地点②
新開橋(二ヶ領本川)



地点④
長尾配水塔跡地付近



地点⑦
枅形山展望台



地点⑧
平住宅地

その他の5地点については、計画地の樹林地を改変しないことなどから、眺望の変化はないものと予測します。

②代表的な眺望地点からの眺望の変化

■主な環境保全のための措置

- ・計画地内の造成にあたっては、現況地形を活用し、丘陵部の斜面林を極力保全します。
- ・周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施します。
- ・計画建築物については、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとします。
- ・建築計画はゆとりのある低密度なものとし、建物高さは最大で約13mとします。



代表的な眺望地点からの眺望への影響について、
周辺環境と調和が保たれると評価します

また、環境保全措置として、現況地形の活用、斜面林の保全、緑化、建築物の高さ・色彩・デザインなどへの配慮を行います。

以上により、代表的な眺望地点からの眺望への影響について、周辺環境と調和が保たれると評価します。

地域社会

人と自然とのふれあい活動の場

【工事中】

- ①人と自然とのふれあい活動の場までの利用
経路等に与える影響

【供用時】

- ②人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能、
利用経路等の変化

続きまして、人と自然とのふれあい活動の場です。

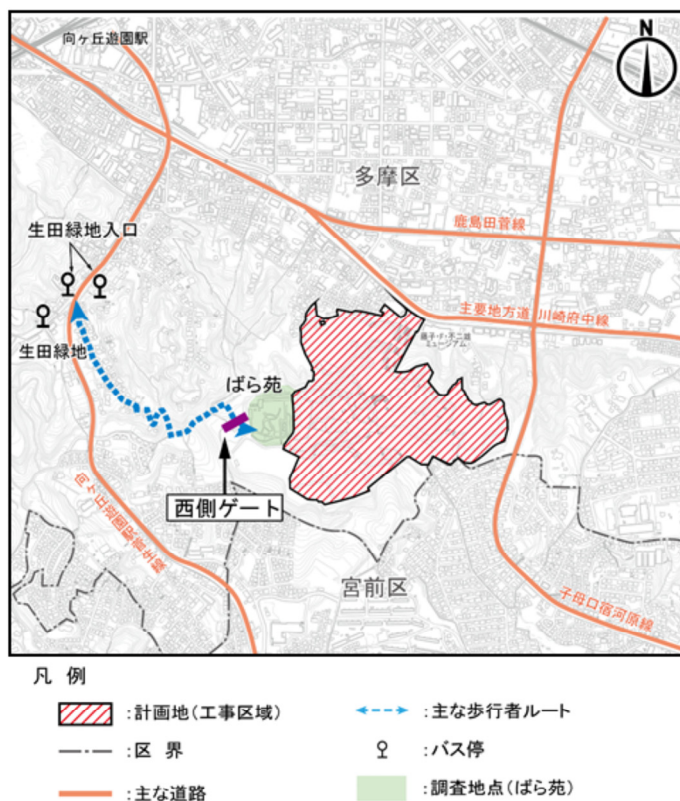
工事中の人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路への影響と、供用時の人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能、利用経路等の変化についてご説明します。

①人と自然とのふれあい活動の場までの 利用経路等に与える影響

■予測結果

工事期間中は、利用者の安全確保のため、工事区域内には一般利用者の立入りを禁止する計画です。このため、正面ゲートからの歩行者ルート・一般車両ルート及び身障者用車両ルートが通行できなくなると予測します。

ただし、ばら苑の西側ゲートは工事期間中も歩行者の出入りは可能であり、ばら苑の利用経路は確保されると予測します。



本事業の工事期間中は、利用者の安全確保のため、工事区域内には一般利用者の立入りを禁止する計画です。工事期間中は、現在のばら苑開園時に利用されているルートが通行できなくなりますが、ばら苑の西側ゲートは工事期間中も歩行者の出入りは可能であり、ばら苑の利用経路は確保されると予測します。

①人と自然とのふれあい活動の場までの 利用経路等に与える影響

■主な環境保全のための措置

- ・工事実施中は、一般利用者に対してばら苑の西側ゲートへの誘導を行います。



造成工事等の実施に伴う人と自然との
ふれあい活動の場までの利用経路等について、
生活環境の保全に支障はないものと評価します

また、環境保全措置として、工事実施中は、一般利用者に対してばら苑の西側ゲートへの誘導を行います。

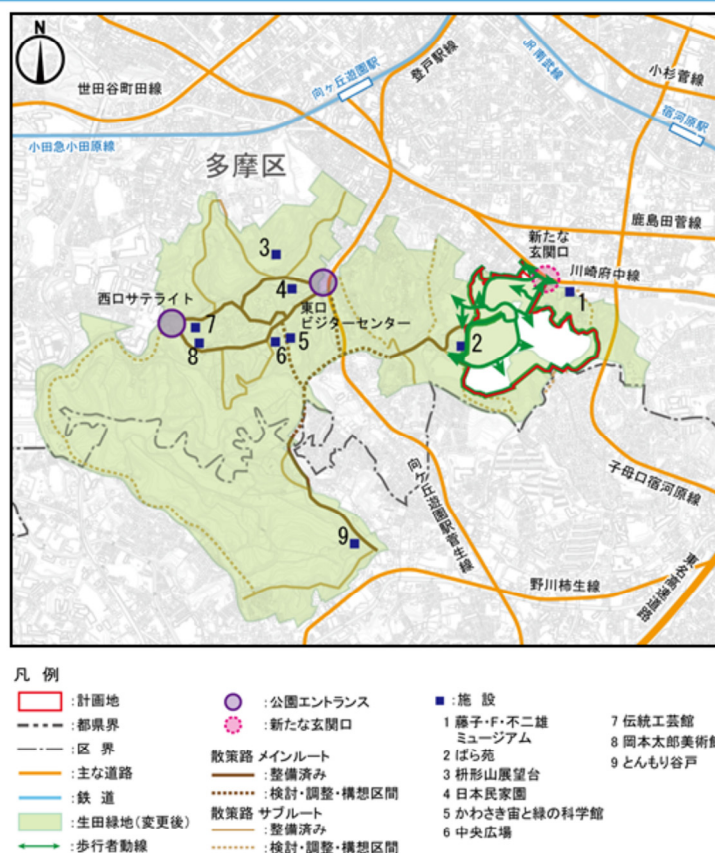
以上により、造成工事等の実施に伴う人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等について、生活環境の保全に支障はないものと評価します。

②人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能、利用経路等の変化

■予測結果

「自然体験エリア」を含む新たな施設が設けられ、自然観察・体験、散策等、野外レクリエーションの場として機能すると予測します。

計画地内とばら苑を結ぶ通路が整備され、周辺の散策路とつながることにより、生田緑地全体の回遊性向上に寄与すると予測します。



供用時の人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化については、「自然体験エリア」を含む新たな施設が設けられ、自然観察等の場として機能すると予測します。

利用経路の変化については、計画地内とばら苑を結ぶ通路が整備され、生田緑地全体の回遊性向上に寄与すると予測します。

②人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能、 利用経路等の変化

■主な環境保全のための措置

- ・計画地内からばら苑へのアクセスが可能となるよう通路を整備します。
なお、計画地の利用時間は各施設の営業時間内であり、安全・防犯のため、市道部分と私道部分の境界にはセキュリティゲート等を設け、営業時間外における立入りを制限します。



施設の供用に伴う人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能、
利用経路等への影響について、
生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、計画地内からばら苑へのアクセスが可能となるよう通路を整備します。なお、計画地の利用時間は各施設の営業時間内であり、安全・防犯のため、市道部分と私道部分の境界にはセキュリティゲート等を設け、営業時間外における立入りを制限します。

以上により、施設の供用に伴う人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能、利用経路等への影響について、生活環境の保全に支障はないと評価します。

地域交通（交通混雑、交通安全）

【工事中】

- ①工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響
- ②工事用車両の走行に伴う交通安全への影響

続きまして、地域交通の交通混雑、交通安全です。

工事中の工事用車両の走行に伴う交通混雑、交通安全への影響についてご説明します。

①工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響

■予測結果

〔交差点需要率〕

工事中交通量による交差点需要率の最大値は0.610であり、各交差点の処理能力の上限を示す限界需要率(0.678)を下回っており交通処理は可能と予測します。

〔交通混雑度〕

工事中交通量による工事用車両等の動線となる車線の交通混雑度の最大値は、No.1 稲生橋交差点の0.906であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ると予測します。



凡 例
□ : 計画地
--- : 区 界
○ : 予測地点

工事中交通量による交差点需要率※1の最大値は、各交差点の処理能力の上限を示す限界需要率(0.678)※2を下回っており、交通処理は可能と予測します。

交通混雑度※3は、交通処理が可能とされる目安である1.0を下回り、現況の信号の青時間で交通処理は可能と予測します。

※1 交差点需要率

交差点が処理できる最大交通量に対し、実際に流入する交通量の比率(値が高くなるほど交差点の混雑が見込まれる)

※2 限界需要率

ある時間内に交差点が処理できる能力の上限(交差点需要率が限界需要率より大きい場合は交通処理できない)

※3 交通混雑度

与えられた青信号時間に対する各車線の混雑状況を表す指標

■主な環境保全のための措置

- ・施工計画の最適化を図り、工程の平準化に努めることで、工事用車両の集中を避けます。
- ・工事用車両出入口に誘導員を配置し、歩行者の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努めます。
- ・登校時間帯における工事用車両の運行を極力回避します。
- ・工事用車両の運転者には随時安全教育を実施し、交通法規の遵守及び安全運転を徹底させます。



工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、施工計画の最適化、工事用車両出入口への誘導員配置、登下校への配慮、安全運転の徹底などを行います。

以上により、工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

②工事用車両の走行に伴う交通安全への影響

■予測結果

工事用車両の主な走行経路である川崎府中線は、マウントアップ歩道が整備され、一部区間ではガードレールも設置されており、歩車分離が図られていることから、歩行者の交通安全は確保できると予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・施工計画の最適化を図り、工程の平準化に努めることで、工事用車両の集中を避けます。
- ・工事用車両出入口に誘導員を配置し、歩行者の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努めます。
- ・登校時間帯における工事用車両の運行を極力回避します。
- ・工事用車両の運転者には随時安全教育を実施し、交通法規の遵守及び安全運転を徹底させます。



工事用車両の走行に伴う交通安全への影響について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

工事用車両の主な走行経路である川崎府中線は、マウントアップ歩道※が整備され、一部区間ではガードレールも設置されており、歩車分離が図られていることから、歩行者の交通安全は確保できると予測します。

また、環境保全措置として、施工計画の最適化、工事用車両出入口への誘導員配置、登下校への配慮、安全運転の徹底などを行います。

以上により、工事用車両の走行に伴う交通安全への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

※マウントアップ歩道

歩道等が車道に比べて高くなっている歩道

地域交通（交通混雑、交通安全）

【供用時】

- ①施設関連車両の走行に伴う交通混雑への影響
- ②施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響
- ③歩行者の往来に伴う歩行者の安全への影響

続きまして、供用時の施設関連車両の走行に伴う交通混雑、交通安全及び歩行者の往来に伴う歩行者の安全への影響についてご説明します。

①施設関連車両の走行に伴う交通混雑への影響

■予測結果

〔交差点需要率〕

交差点需要率の最大値は、平日及び休日ともにNo.1稲生橋交差点の0.629及び0.631であり、各交差点の処理能力の上限を示す限界需要率(0.699、0.684)を下回っており交通処理は可能と予測します。

〔車線混雑度〕

No.2本村橋交差点の計画地からの右左折混合車線で、休日の昼間12時台で1.068となり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を超えていますが、交差点需要率が0.507と余裕があることや、当該交差点の信号機は感应式であり、交通需要に応じた現示時間の調整が行われることから、車線の交通混雑度は1.0を下回ると予測します。



凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- : 予測地点

施設関連車両の走行に伴う交通混雑への影響について、交差点需要率の最大値は、平日及び休日ともに、各交差点の処理能力の上限を示す限界需要率(0.699,0.684)を下回っており、交通処理は可能と予測します。

交通混雑度は、現況の信号の青時間の場合、No.2本村橋交差点の計画地からの右左折混合車線で、休日の昼間12時台で1.068となり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を超えていますが、交差点需要率が0.507(限界需要率:0.870)と余裕があること、当該交差点の信号機は感应式※であり、交通混雑に応じた信号現示時間の調整が行われることから、車線の交通混雑度は1.0を下回ると予測します。

※感应式信号機

青、黄、赤の表示サイクルが一定ではなく、交差点に差し掛かる車両の量に応じて変わる信号機

■主な環境保全のための措置

- ・施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行える誘導看板等の設置を検討します。
- ・出庫灯等の整備により、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入の注意喚起を行います。
- ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促します。



施設関連車両の走行に伴う交通混雑への影響について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

また、環境保全措置として、交通誘導看板の設置検討や出庫灯などの整備、施設利用者への公共交通機関の利用促進などを行います。

以上により、施設関連車両の走行に伴う交通混雑への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

②施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響

■予測結果

施設関連車両の主な走行経路である計画地周辺の主要道路は、マウントアップ歩道が整備され、一部区間ではガードレール等も設置されており、歩車分離が図られていることから、歩行者の交通安全は確保できると予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行える誘導看板等の設置を検討します。
- ・出庫灯等の整備により、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入の注意喚起を行います。
- ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促します。



施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響について、計画地周辺の主要道路は、マウントアップ歩道やガードレールにより歩行者と自動車の分離が図られていることから、歩行者の交通安全は確保できると予測します。

また、環境保全措置として、交通誘導看板の設置検討や出庫灯などの整備、施設利用者への公共交通機関の利用促進などを行います。

以上により、施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

③歩行者の往来に伴う歩行者の安全への影響

■予測結果

ピーク時間帯における歩行者流量は、平日で4.9～7.5人/m・分、休日で9.7～14.6人/m・分であり、すべての地点において、自由歩行が可能な水準(0～27人/m・分)が確保されると予測します。

■主な環境保全のための措置

- ・駐車場出入口に出庫灯等を設置し注意喚起を行い、歩行者・自転車の安全の確保に努めます。
- ・駐車場出入口付近は、十分な見通しを確保します。



歩行者の往来に伴う歩行者の安全への影響について、
周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します

歩行者の往来に伴う歩行者の安全への影響について、ピーク時間帯における歩行者流量※は、平日、休日とも、すべての地点において、自由歩行が可能な水準が確保されると予測します。

また、環境保全措置として、出庫灯などの設置による注意喚起、駐車場出入り口付近の見通し確保などを行います。

以上により、歩行者の往来に伴う歩行者の安全への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価します。

※歩行者流量

歩道などの歩行空間の混雑状況を表す指標による評価の際に用いる歩行者等交通量から算定する値

温室効果ガス

【供用時】 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度

119

続きまして、温室効果ガスです。

供用時の温室効果ガスの排出量及びその削減の程度についてご説明します。

■ 予測結果

- ・本事業ではエネルギー効率の高いコージェネレーションシステムを採用することにより、温室効果ガス排出量の削減対策を講じる計画です。
- ・従来型設備での温室効果ガスの排出量 3,880 t-CO₂/年に対して、498 t-CO₂/年削減して3,382 t-CO₂/年となり、その削減の程度は約12.8 %と予測します。

本事業ではエネルギー効率の高いコージェネレーションシステム※を採用することにより温室効果ガス排出量の削減対策を講じる計画であり、従来型設備での温室効果ガスCO₂の排出量、1年あたり3,880tに対して、498t削減し3,382tとなり、その削減の程度は約12.8%と予測します。

※コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させるエネルギー供給システム

■主な環境保全のための措置

- ・エネルギー効率の高いコージェネレーションシステムを採用します。
- ・設備機器については、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器を選択し、エネルギー使用量の削減を図ります。
- ・荷捌き車等の施設関連車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。
- ・施設利用者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を促します。
- ・計画地内において、広葉樹二次林の斜面林の大部分を既存緑地として残すとともに、緑化地をできる限り確保します。
- ・温泉水の汲み上げに伴い発生するメタンガス等については、温泉法に基づき、ガス分離施設の設置等による安全対策を実施します。



温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価します

また、環境保全措置として、コージェネレーションシステムの採用、省エネ機器の選択、アイドリングストップなどを行います。

以上により、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価します。

環境配慮項目に関する措置

続きまして、環境配慮項目に関する措置についてご説明します。

川崎市の環境影響評価では、環境影響評価の手法が確立されていませんが、「地域」及び「地球環境」の保全の見地から、配慮を要する項目について、配慮内容を示すことが定められています。

環境配慮項目		環境配慮項目に関する主な措置
		供用時
地域環境の保全の見地から配慮を行う項目	有害化学物質	・温浴施設の保守等の際に用いる各種洗剤等として有害化学物質等を取り扱う場合は、保管・使用・廃棄等に際し、適切に管理し、漏洩防止を図ります。
	ヒートアイランド現象	・エネルギー効率の高いコージェネレーションシステムを採用します。 ・導入可能な範囲で、断熱性の高い外壁を採用する等、冷暖房設備の利用による人工排熱の抑制を図ります。
	光害	・照明機器の設置は必要最小限にするとともに、適切な設置により、周辺の生活環境及び生態系への影響の低減に努めます。
	地震時等の災害	・災害時においても、最低限の施設機能が維持できるよう、非常用発電設備を設置します。 ・計画地内の通路については、災害時における避難経路としての活用も予定しています。

地域環境の保全の観点から、有害化学物質、ヒートアイランド現象、光害、地震時等の災害について、それぞれ配慮を予定しています。

環境配慮項目に関する措置②

環境配慮項目		環境配慮項目に関する主な措置	
		工事中	供用時
地球環境の保全の見地から配慮を行う項目	地球温暖化	・建設機械は、アイドリングストップ等の実施を指導します。 ・工事用車両は、できる限り最新の低公害・低燃費車の使用に努めるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。	—
	資源	・建設工事にあたっては、再生材の使用に努めます。 ・産業廃棄物は、発生抑制、分別解体及び廃棄物の再資源化の促進に努めます。	・廃棄物保管施設を設置し、廃棄物の減量化、分別排出の徹底及び再資源化の推進に努めます。 ・節水型器具の採用等により水資源の有効利用に努めます。
	エネルギー	・建設機械は、アイドリングストップ等の実施を指導します。 ・工事用車両は、できる限り最新の低公害・低燃費車の使用に努めるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。	・エネルギー効率の高いコージェネレーションシステムを採用します。 ・導入可能な範囲で、断熱性の高い外壁を採用する等、冷暖房設備の利用によるエネルギー使用量の削減を図ります。

地球環境の保全の観点から、地球温暖化、資源、エネルギーへの配慮を予定しています。

なお、供用時の地球温暖化に関しては、環境影響評価項目として選定の上、予測・評価を行いました(スライド119～121を参照)。

事後調査計画

続きまして、事後調査計画についてご説明します。

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用時の環境の状況等について調査を実施し、予測評価結果の検証を行うとともに、必要に応じて追加の保全措置を講ずることを目的としています。

項目	区分	調査項目	調査時期	調査位置
植物	工事中	移植・播種個体の生育状況、 生育環境の状況	注目される種の移植・ 播種後1年間	移植・播種の実 施地点
緑の質	供用時	植栽樹木の樹木活力度、 緑の構成及び維持管理状況	工事完了後概ね 3年目の夏から秋 (落葉前)	計画地内

川崎市環境影響評価等技術指針に基づき、植物と緑の質について事後調査を計画しています。

植物については移植等の保全を行った種の生育状況、緑の質については植栽樹木の活力度※等について、調査を行う予定です。

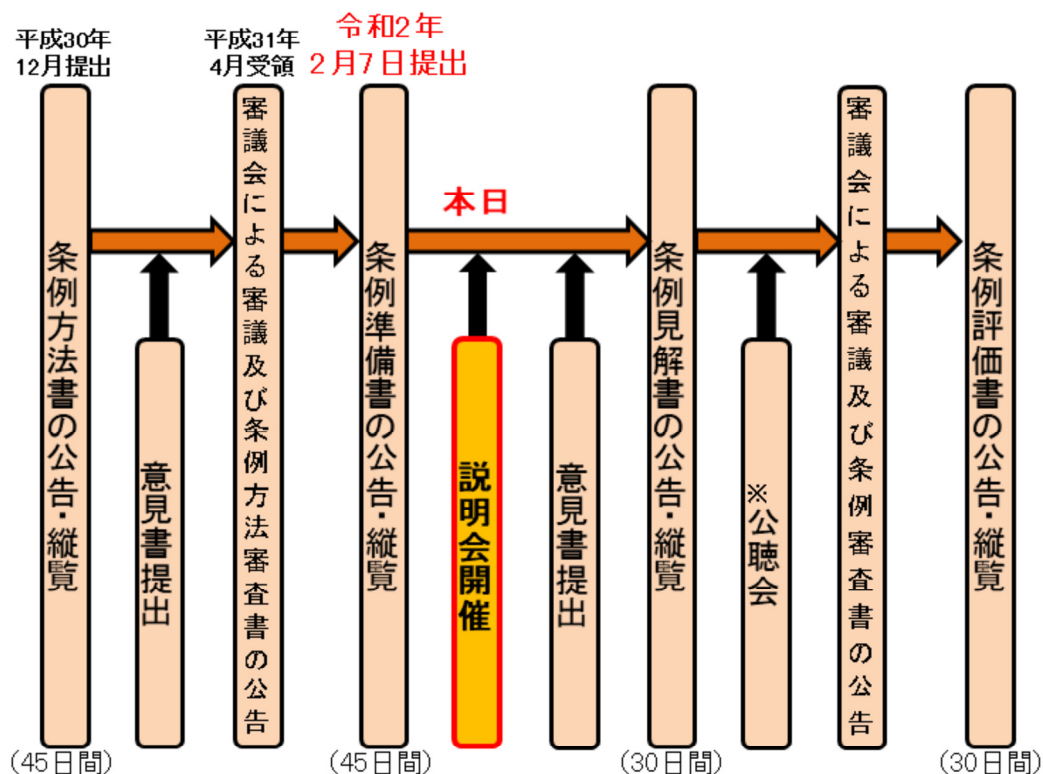
※活力度

樹木の元気さ、健全性を示す指標

縦覧・意見書の提出

最後に、縦覧、意見書の提出についてご説明します。

本日の説明会の位置づけについて



※『条例見解書の公告・縦覧』は、意見書が提出された場合に、『公聴会』は、開催の申出があり市長が必要があると認める場合に、川崎市により実施されます。

本日の説明会は、川崎市環境影響評価条例に基づく、環境影響評価準備書の縦覧期間中に開催する説明会となります。

今回提出しました準備書の内容に関して、環境保全の見地からご意見がある方は、川崎市に意見書を提出することができます。

■縦覧期間

令和2年2月17日(月)～4月1日(水)

■条例環境影響評価準備書の縦覧場所及び時間

○縦覧場所

川崎市環境局環境評価室(第3庁舎15階)、多摩区役所、宮前区役所、
宮前区役所向丘出張所

なお、上記期間中、川崎市ホームページから準備書の内容を御覧になれます。

■条例環境評価準備書に対する意見書の提出先等

○提出先 及び 環境影響評価手続きに係るお問い合わせ先

川崎市環境局環境評価室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話044-200-2156

※意見書は、書面による郵送・持参、又は川崎市ホームページから
ご提出頂けます。

○意見書提出締切日

令和2年4月1日(水)(郵送の場合は、令和2年4月1日(水)の消印有効)

縦覧期間、縦覧場所及び時間は、ご覧のとおりです。

なお、川崎市ホームページからも準備書の内容をご覧になれます。

意見書の提出は川崎市環境局環境評価室までお願いします。書面による郵送・持参、又は川崎市ホームページからご提出頂けます。

意見書提出締切日は 令和2年4月1日です。

詳しくは配布したパンフレットに記載しておりますので、ご覧ください。

小田急電鉄株式会社
生活創造事業本部 開発推進部

〒160-8309 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号

電話番号 03-3349-2211
※受付時間 午前10時より午後5時まで
(土・日・祝日を除きます。)

本事業に関する事業者のお問い合わせ先は、ご覧のとおりです。

説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。